

富山県公共施設等総合管理方針

富山県

平成28年2月

(平成30年7月改訂)

(令和4年3月改訂)

目 次

第1章 概要	1
1 はじめに	1
2 方針の位置付け	1
3 方針の期間	1
第2章 富山県が保有する公共施設等の現状と課題	2
1 公共施設等の現状（令和2年度末時点）	2
(1) 普通会計における土地（敷地等）の保有状況	
(2) 公共施設の保有状況	
2 公共施設等の課題	4
(1) 公共施設等の老朽化（令和2年度末時点）	
(2) 本県財政の状況	
(3) 本県人口の将来推計（「富山県人口ビジョン」より）	
(4) 全庁的な資産管理の必要性	
3 公共施設等の将来の更新費用等の推計	10
(1) 建物の将来修繕更新費用等の推計	
(2) インフラ施設の将来修繕更新費用等の推計	
4 これまでの取組状況	15
(1) 公の施設の廃止・移管等	
(2) 県有未利用地の売却	
(3) 県有資産の有効活用	
第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方と施設類型毎の基本的な方針	17
1 基本的な考え方	17
(1) 公共施設等の長寿命化と効果的・効率的な維持管理	
(2) 公共施設等の有効活用	
(3) 公共施設等の保有総量の適正化	
(4) 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進方針	
(5) 各個別施設計画における長寿命化対策の状況	
2 庁内推進体制	23
3 施設類型毎の基本的な方針	24

第1章 概要

1 はじめに

全国の地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の需要が大きく変化することが予想されており、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

本県では、これまでも県有資産の適正な管理と有効活用、公共土木施設等の長寿命化について取組みを進めてきたところであるが、今般、公共施設等の老朽化の進行に伴う将来更新費用の増大、県財政の状況、人口の将来推計など、本県の公共施設等をとりまく様々な現状や課題等を踏まえ、今後10年間を対象期間として県の公共施設等を総合的に管理していくための基本的な方針として「公共施設等総合管理方針」を定めた。

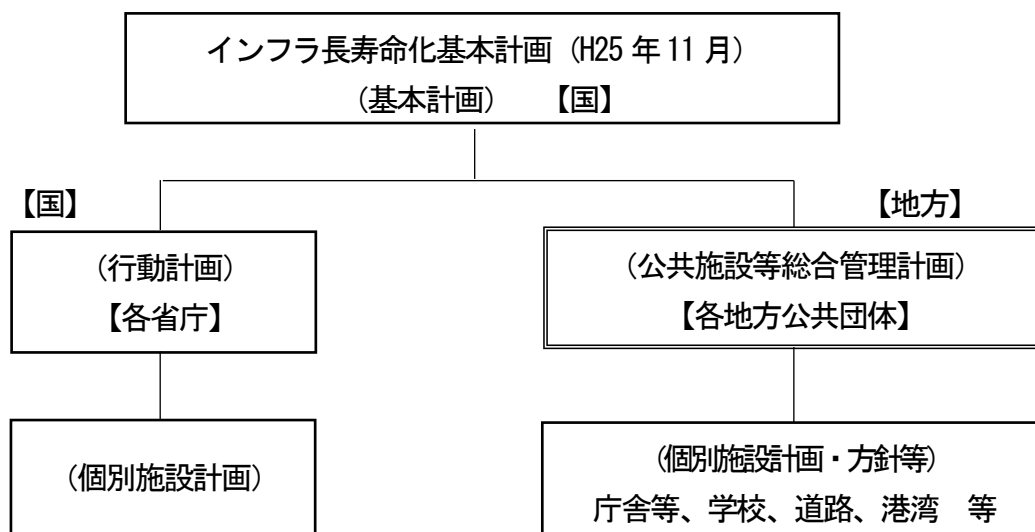
今後は本方針に基づき、公共施設等を「新しく造ること」から「賢く使うこと」へ重点化を図り、人口減少や県民ニーズの多様化等、カーボンニュートラルの進展などの社会経済情勢が変化していく中において、公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置に取り組んでいく。

また、平成27年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも、SDGs（持続可能な開発目標）17の目標が示され、目標11において「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」として、強靱な街づくりの実現が示されており、本県においても公共施設等のより一層の強靱化に努める。

2 方針の位置付け

国においては、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する省庁連絡会議決定）」が策定され、各省庁や地方公共団体は「行動計画」を策定することとされた。これらを受け、総務省からは平成26年4月に全ての地方公共団体に対し、当該行動計画である「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請があり、令和3年度に改訂した。

本方針は総務省の要請における公共施設等総合管理計画として位置付けるものである。



3 方針の期間

令和4年度から令和13年度までの10年間とする。

また、必要に応じて改訂を行う。

第2章 富山県が保有する公共施設等の現状と課題

1 公共施設等の現状（令和2年度末時点）

（1）普通会計における土地（敷地等）の保有状況

本県が所有する土地（公有財産台帳に登録されている土地）は令和2年度末時点で約2,588万㎡であり、山林（原野や県有林）を除くと「公園」が13.7%と最も多く、次いで「学校」が9.1%、「庁舎等」が8.4%となっている。

分類	面積（㎡）	比率	
	20,902,309	81.0%	
行政財産	庁舎等	2,162,559	8.4%
	学校	2,346,806	9.1%
	公営住宅	271,781	1.1%
	公園	3,536,985	13.7%
	その他施設	1,760,403	6.8%
	山林	10,786,891	41.8%
	その他	54,884	0.2%
	4,892,773	19.0%	
普通財産	山林	2,741,318	10.6%
	公舎	78,701	0.3%
	その他	2,072,755	8.0%
総計	25,795,083	100%	

※端数処理により各項目の総和と総計が一致しない場合がある

このほか、公立大学法人富山県立大学が所有する土地が198,012㎡ある。

（2）公共施設等の保有状況

県が関係する建物、インフラ施設その他の施設の状況は下記のとおりとなっており、分類ごとに個別施設計画を作成し管理している。なお、本県普通会計における建物の延べ面積は令和2年度末時点で約171万㎡であり、分類別に見ると「学校」が40.5%で最も多い。

① 普通会計における建物の所有状況

分類	延べ面積（㎡）	比率	
	1,543,752	90.3%	
行政財産	庁舎等	313,925	18.4%
	学校	691,719	40.5%
	公営住宅	175,689	10.3%
	公園	57,896	3.3%
	その他施設	304,523	17.8%
	165,600	9.7%	
普通財産	公舎	73,777	4.3%
	その他	91,823	5.4%
総計	1,709,351	100%	

※端数処理により各項目の総和と総計が一致しない場合がある

このほか、公立大学法人富山県立大学が所有する建物が40,007㎡ある。

②インフラ施設

分類	状況
道路	288 路線 2,474 km
橋梁	橋長 2m～15m 未満 2,596 橋 橋長 15m 以上 849 橋
トンネル	51 本 (うち供用中 45 本)
河川	河川堤防 1,481 km 水門等河川管理施設 22 施設
ダム	16 ダム (土木部所管)
砂防	砂防堰堤 1,252 基 (床固工含む) 地すべり防止施設 144 区域 (土木部所管) 急傾斜地崩壊防止施設 311 区域
海岸	海岸堤防 42 km (土木部所管) 漁港海岸堤防 7.9km (農林水産部所管)
港湾施設	2 港 岸壁 19 施設 物揚場 54 施設 防波堤 29 施設 橋梁 17 橋 その他 332 施設
都市公園	9 公園 258.3ha
農業水利施設等	5 ダム (農林水産部所管) 地すべり防止施設 46 区域
治山	約 7,500 施設
林道	林道 13 路線 108 km トンネル 12 本 橋長 4m～15m 未満 16 橋 橋長 15m 以上 25 橋
漁港	5 港 岸壁等 42 施設 防波堤等 66 施設 その他道路等 25 施設
空港土木施設	富山空港 滑走路等

③交通安全施設

分類	状況
交通信号機	交通信号機設置箇所 2,441 箇所 信号制御機 2,410 基

④公営企業の主な資産

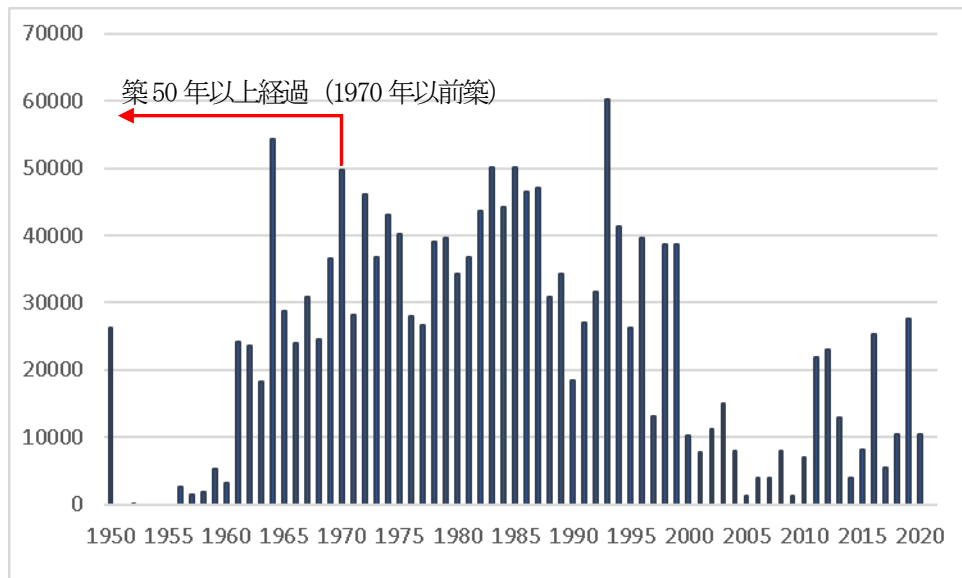
分類	状況
企業局	電気事業施設：発電所 21 施設 水道事業施設：水道管 43,958m 工業用水道事業施設：工業用水道管124,695m 地域開発事業施設：駐車場 1 施設
中央病院	中央病棟A 24,240.68 m ² 中央・外来診療棟 21,181.92 m ² 中央病棟B 4,610.61 m ² 設備棟 1,591.97 m ² 16 棟
リハビリテーション病院	リハビリテーション病院・こども支援センター 旧高志リハビリテーション病院
下水道	幹線管渠 199 km 終末処理場 2 施設

2 公共施設等の課題

(1) 公共施設等の老朽化（令和2年度末時点）

県所有の建物については、建築年度から50年以上経過している建物が21.4%、30年以上経過している建物は全体の67.3%となり、老朽化が進んでいる。また、インフラ等その他の施設については、個々の状況は異なるものの、老朽化が進んでいる施設も存在する。

①建物の老朽化の状況（築年度別延べ床面積）



②主なインフラ関係施設の老朽化の傾向

分類	全体数	50年以上経過	30年以上経過	備考
橋梁	849 橋	250 橋	634 橋	※15m以上橋梁
	割合 (%)	29%	75%	
トンネル	51 本	17 本	43 本	※うち供用中45本
	割合 (%)	33%	84%	
水門等河川 管理施設	22 施設	2 施設	7 施設	※水門・樋門・可動堰等
	割合 (%)	9%	32%	
ダム	16 ダム	3 ダム	10 ダム	
	割合 (%)	19%	63%	
砂防堰堤	1,252 基	338 基	857 基	※床固工含む
	割合 (%)	27%	68%	
海岸堤防	42 km	8 km	24 km	※土木部所管の海岸堤防
	割合 (%)	19%	57%	
漁港海岸堤防	7.9 km	0.2 km	3.7 km	※農林水産部所管の漁港海岸堤防
	割合 (%)	2%	46%	
港湾岸壁	19 施設	9 施設	15 施設	※伏木富山港・魚津港の公共岸壁
	割合 (%)	47%	79%	
公園施設	124 基	0 基	71 基	※8公園の遊具 20年以上経過の遊具
	割合 (%)	0%	57%	

分類	全体数	50年以上経過	30年以上経過	備考
農業用ダム	5 ダム	0 ダム	3 ダム	
	割合 (%)	0%	60%	
漁港施設	133 施設	18 施設	79 施設	
	割合 (%)	14%	59%	
林道 (トンネル)	12 本	0 本	3 本	
	割合 (%)	0%	25%	

③交通安全施設

分類	全体数	50年以上経過	30年以上経過	備考
交通信号機 (制御機)	2,410 基	0 基	6 基	
	割合 (%)	0%	0.25%	

④公営企業の資産の状況

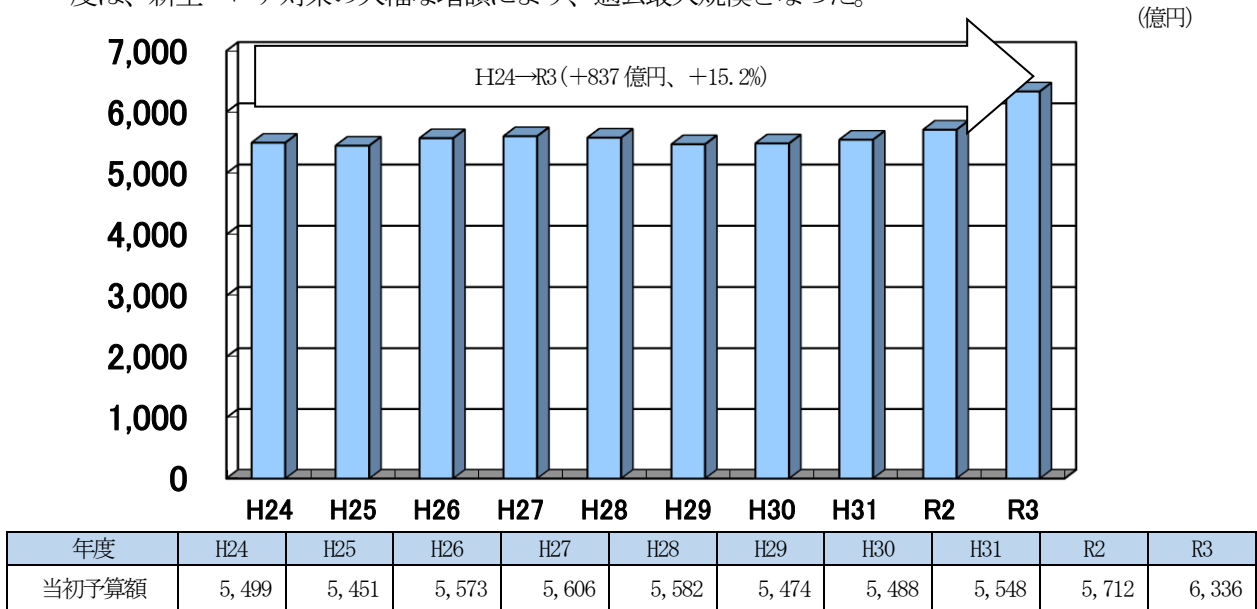
分類	全体数	50年以上経過	30年以上経過	備考	
企業局	電気事業	21 施設	9 施設	15 施設	※発電所施設数
	割合 (%)		43%	71%	
	水道事業	43,958m	5,974m	43,295m	※水道管延長
	割合 (%)		14%	99%	
工業用水道事業	124,695m	32,335m	107,748m	※工業用水道管延長	
割合 (%)		26%	88%		
地域開発事業	1 施設	0 施設	0 施設	※駐車場施設数	
割合 (%)		0%	0%		
中央病院	16 棟	0 棟	1 棟		
	割合 (%)	0%	6%		
リハビリテーション病院	1 施設	0 棟	1 棟		
	割合 (%)	0%	50%		
下水道	199 km	0 km	64.1 km	※小矢部川流域下水道・神通川左岸流域下水道の管渠延長	
	割合 (%)	0%	32%		

(2) 本県財政の状況

一般会計予算の近年の推移や、義務的経費、公共・主要県単独建設事業の状況は下記のとおりである。義務的経費は今後も高い水準で推移することが見込まれ、公共・主要県単独建設事業の予算はピーク時（平成8年度）の半分以下となっている。

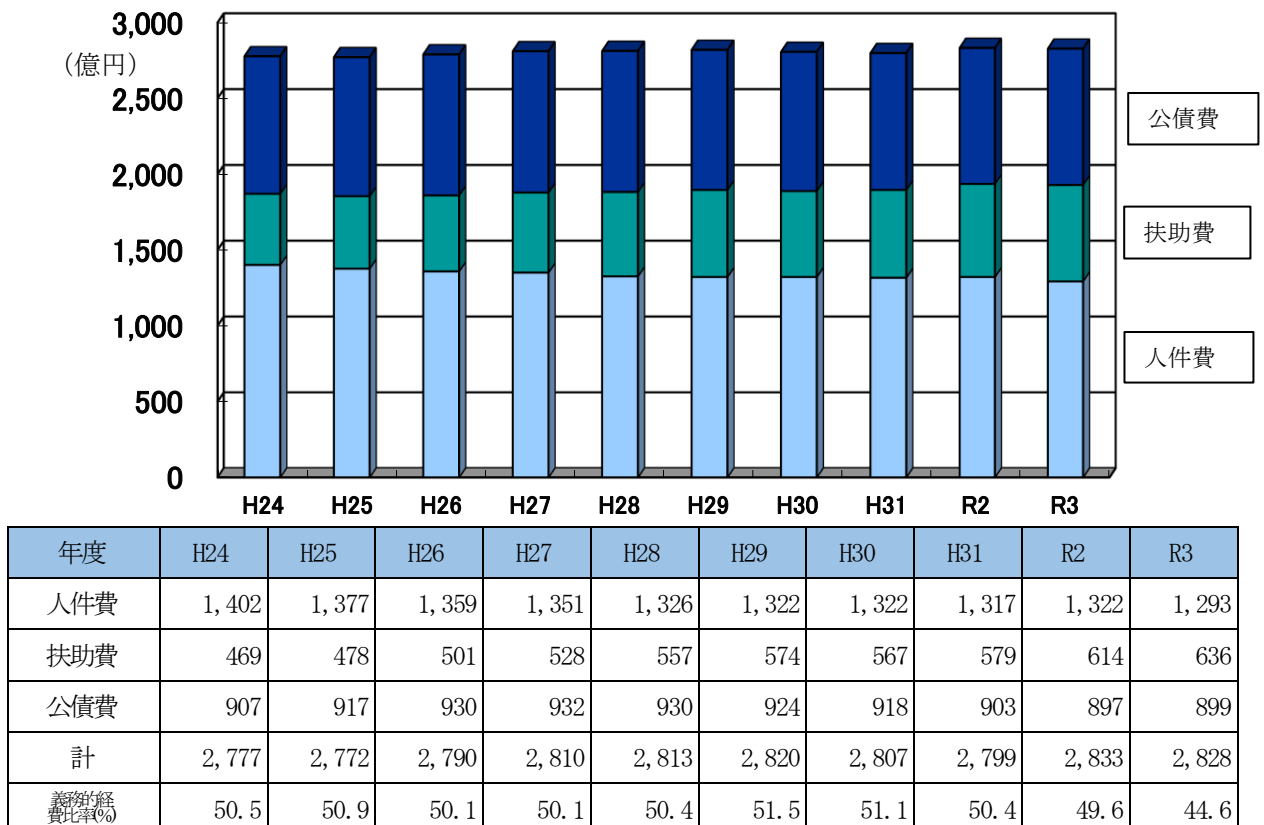
一般会計予算の推移

- ◆当初予算の規模は、リーマンショックを契機として経済・雇用対策等に取り組むため、H21年度から増加に転じ、その後ほぼ横ばいで推移。
- ◆近年、社会保障関係費や防災・減災対策事業などの公共事業の増等により、増加に転じている。R3年度は、新型コロナ対策の大幅な増額により、過去最大規模となった。



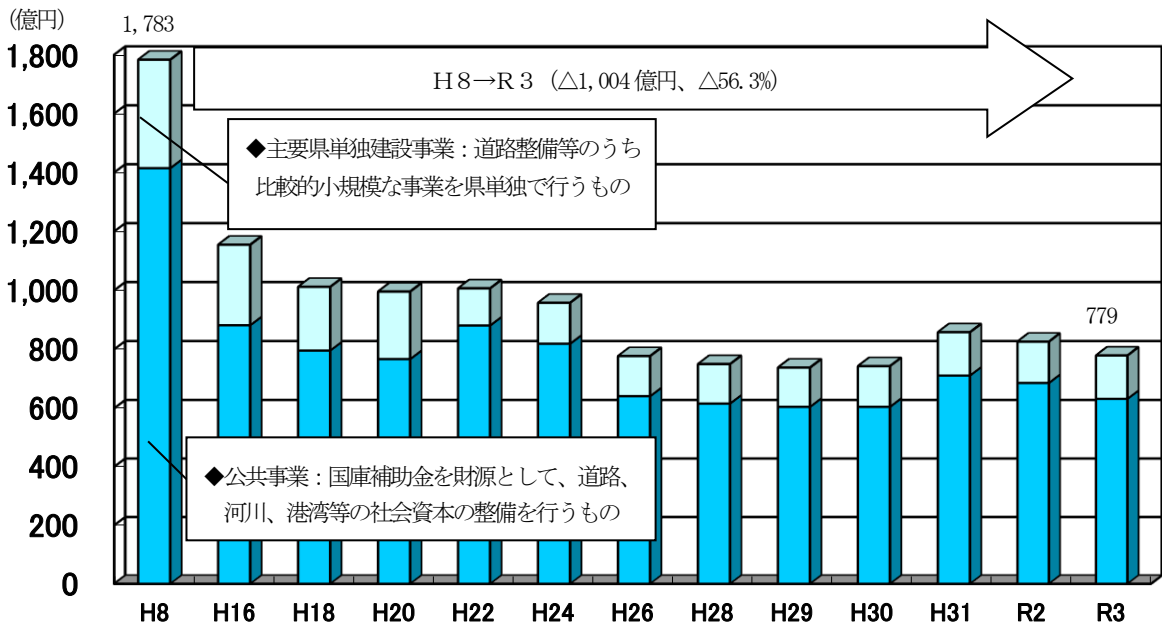
義務的経費の推移（当初予算ベース）

- ◆近年は、人件費が減少する一方で、社会保障関係費が大宗を占める扶助費は増加傾向にある。公債費は、新幹線整備債や臨時財政対策債の償還等により、高い水準で推移。



公共・主要県単独建設事業（歳出）の推移

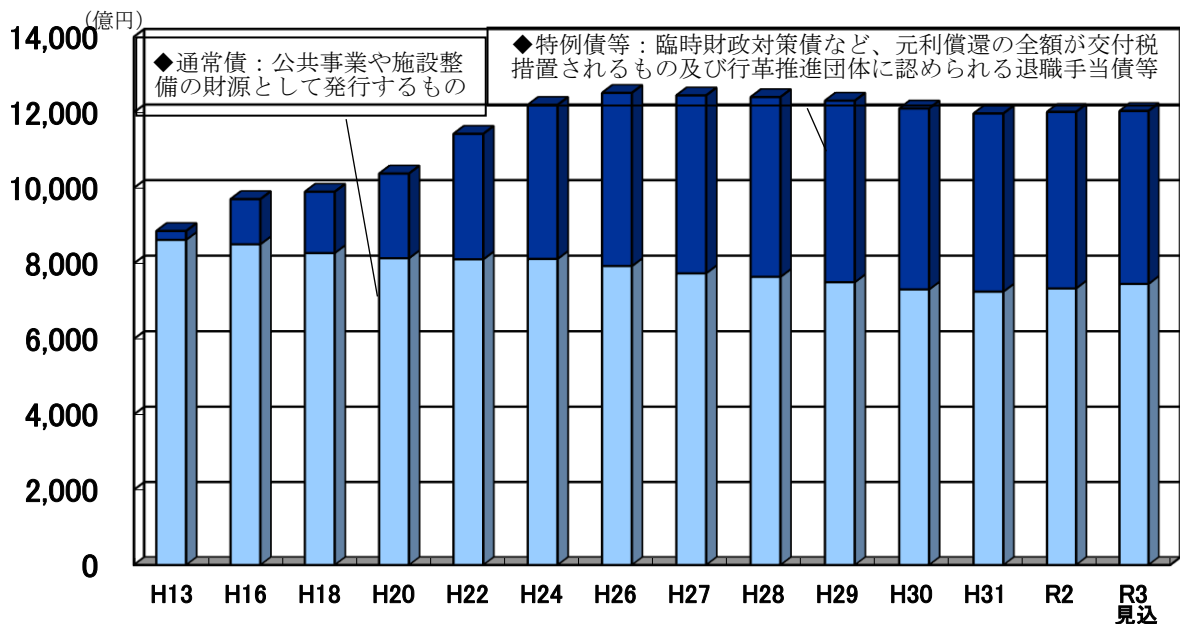
- ◆バブル経済崩壊後の国の経済対策等に呼応した公共事業の実施等により、平成8年度に最高となったが、その後、公共事業の抑制策により大幅に減少。
- ◆平成31年以降、国の防災・減災国土強靱化の緊急対策等により、公共事業が増額傾向にある。



年度	H8	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H29	H30	H31	R2	R3
当初予算額	1,783	1,155	1,012	996	1,007	958	777	750	738	743	857	826	779

県債残高の推移

- ◆県債残高は新規発行の抑制等により、H27年度以降減少してきたが、国の防災・減災国土強靱化対策に連動したインフラ整備の推進や、税収の減少に伴う減収補てん債の発行などにより、R2年度は6年ぶりに増加に転じた。



年度	H13	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3 見込
通常債	8,623	8,507	8,273	8,139	8,108	8,120	7,930	7,738	7,644	7,501	7,311	7,253	7,338	7,457
特例債等	234	1,194	1,623	2,239	3,321	4,075	4,584	4,709	4,759	4,806	4,790	4,716	4,672	4,578
合計	8,857	9,701	9,896	10,378	11,429	12,195	12,514	12,447	12,403	12,307	12,101	11,969	12,010	12,035

※R3は2月補正後の見込み

(3) 本県人口の将来推計（「富山県人口ビジョン」より）

将来的な人口や人口構成の変化に合わせて、公共施設等の総量、機能、あり方の見直しが必要となる。

①出生率の仮定

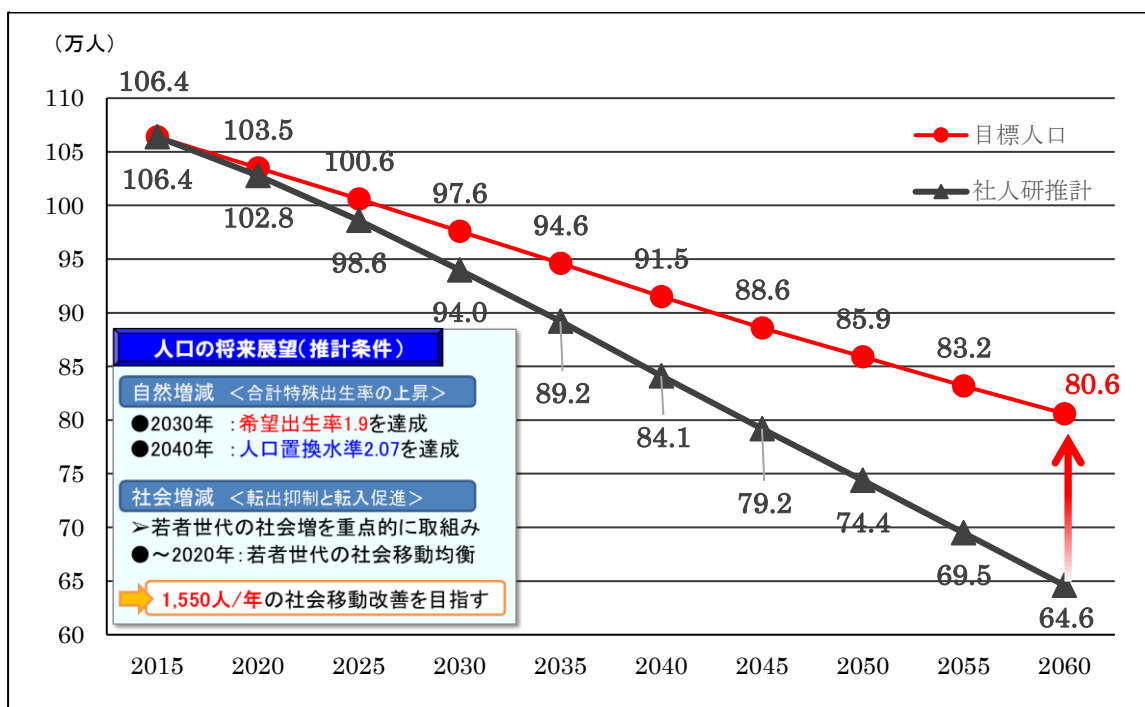
現状の出生率 1.45(2014 年実績値)をスタート値とし、国の将来人口推計と同様に、2030 年に県民希望出生率 1.9 を達成し、その後さらに上昇し、2040 年には人口置換水準である 2.07 程度まで上昇すると仮定した。

②社会移動率の仮定

雇用の創出や県外からの移住の促進により、特に若者層の東京圏への転出を抑え、転入を促進させることで、社会移動の均衡を実現していく。

その際、15-34 歳を対象に、主に大都市圏への転出の抑制、転入促進により社会増減数を改善させる。2016 年から 5 年間で段階的に改善し、2020 年で概ね移動均衡が達成することとし、2020 年以降はこの社会増減の改善結果を維持すると仮定した。

	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
総人口	1,093,247	1,063,749	1,034,754	1,005,600	976,395	945,942	915,351	886,435	859,135	832,222	806,043
年少人口	141,966	130,809	122,054	118,377	119,225	121,987	126,763	128,898	127,593	122,981	119,746
生産年齢人口	665,027	607,488	575,529	554,213	530,526	501,867	461,777	439,253	430,667	433,269	430,559
老年人口	286,254	325,452	337,171	333,010	326,644	322,088	326,811	318,284	300,875	275,972	255,738



出典：富山県人口ビジョン

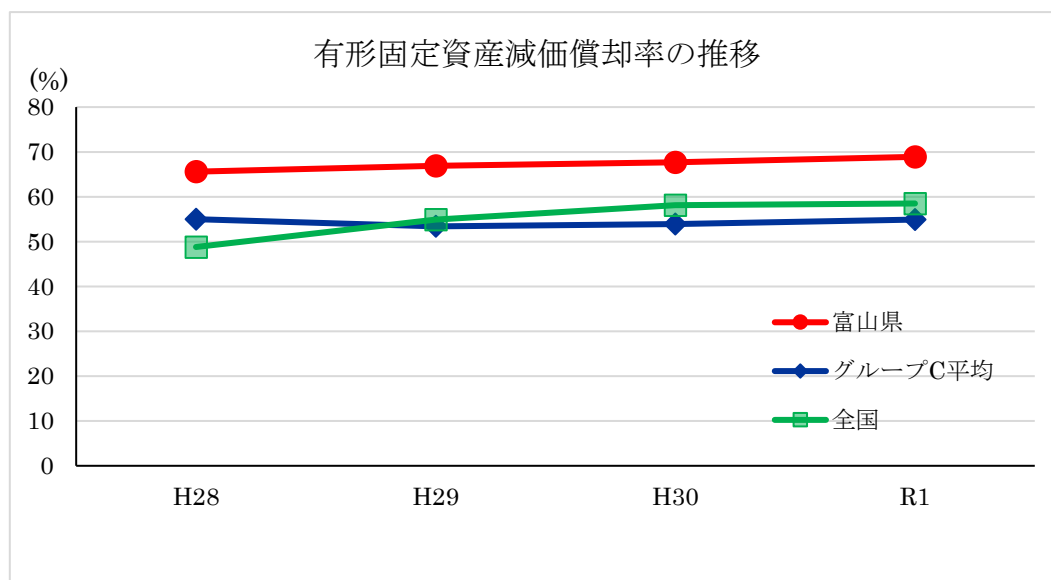
(4) 全庁的な資産管理の必要性

平成25年度の包括外部監査においては、「公有財産（土地・建物）の適正管理と有効活用について」をテーマに監査が行われ、県有資産の保有総量のコンパクト化、維持管理体制の強化、県有施設の有効活用の3つの課題に県が本格的に対応するため、「全庁的な推進体制の構築が不可欠」であることの指摘がなされ、体制の整備を行い適正管理に努めてきた。

また、大規模公共施設整備の際には平成29年度に定めた「富山県PPP/PFI(*)手法導入優先的検討規程」に従い、PPPやPFIの導入を検討し、PPPにより中央病院医師宿舎や富山南警察署職員待機宿舎を整備した。

有形固定資産減価償却率(**)をみると、本県の公共施設等は建築からの年数が経過しているためグループ(***)内の他団体と比較して高い水準にある。

このため、今後も、効果的な整備や維持管理手法などを情報共有し、公共施設等の適正管理に努めなければならない。



(*)PPP：Public Private Partnershipの略。官民パートナーシップ。

PFI：Private Finance Initiativeの略。民間資金等を活用し行政サービスを提供。

(**)有形固定資産減価償却率：総務省による「統一的な基準による地方公会計」により算出した減価償却対象資産が取得からどの程度経過しているかを把握するためのもの。補修や機能向上などが必ずしも反映されているとはいえないため、比率の高さが公共施設等の更新の必要性や将来の財政負担の発生を示すものではない。

(***)グループ：財政力指数の高低によって都道府県を5つに分類したもの（本県は0.4以上0.5未満のグループCに属する）。

3 公共施設等の将来の更新費用等の推計

本県の公共施設等は、高度成長期以降に整備されたものが多く、老朽化の進行による維持管理費や更新費用の増加が予想される。

このため、令和2年度末現在で県が保有する公共施設等全てについて、各個別施設（インフラ長寿命化）計画において試算した事後保全型（長寿命化対策を講じず、耐用年数ごとに同規模の建物に建替え）維持管理と、予防保全型（長寿命化対策を講じ耐用年数を超えて使用）維持管理に要する費用の今後30年間分及び計画期間（10年間）を比較した。

<長寿命化対策による経費削減の考え方>

機能しなくなった段階で更新する「事後保全（対症療法）」的な維持管理から、計画的かつ経年劣化を未然に抑制する「予防保全」的な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストを縮減・平準化する。

30年間の経費見込み

(百万円)

		30年間合計						年額
		維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④	耐用年数単純更新⑤	効果額④-⑤	現在要している経費(過去3年間平均)
普通会計	建物	88,197	157,672	148,961	394,830	534,203	-139,373	9,731
	インフラ施設	66,319	120,058	173,464	359,841	663,461	-303,620	11,757
	計	154,516	277,730	322,425	754,671	1,197,664	-442,993	21,488
公営事業会計	建物	737	177	3,625	4,539	8,113	-3,574	338
	インフラ施設	16,385	120,081	1,824	138,290	337,510	-199,220	6,072
	計	17,122	120,258	5,449	142,829	345,623	-202,794	6,410
建物計		88,934	157,849	152,586	399,369	542,316	-142,947	10,069
インフラ施設計		83,441	240,139	175,288	498,131	1,000,971	-502,840	17,829
合計		172,375	397,988	327,874	897,500	1,543,287	-645,787	
年平均		5,746	13,266	10,929	29,917	51,443	-22,272	27,898

計画期間(10年間)の経費見込み

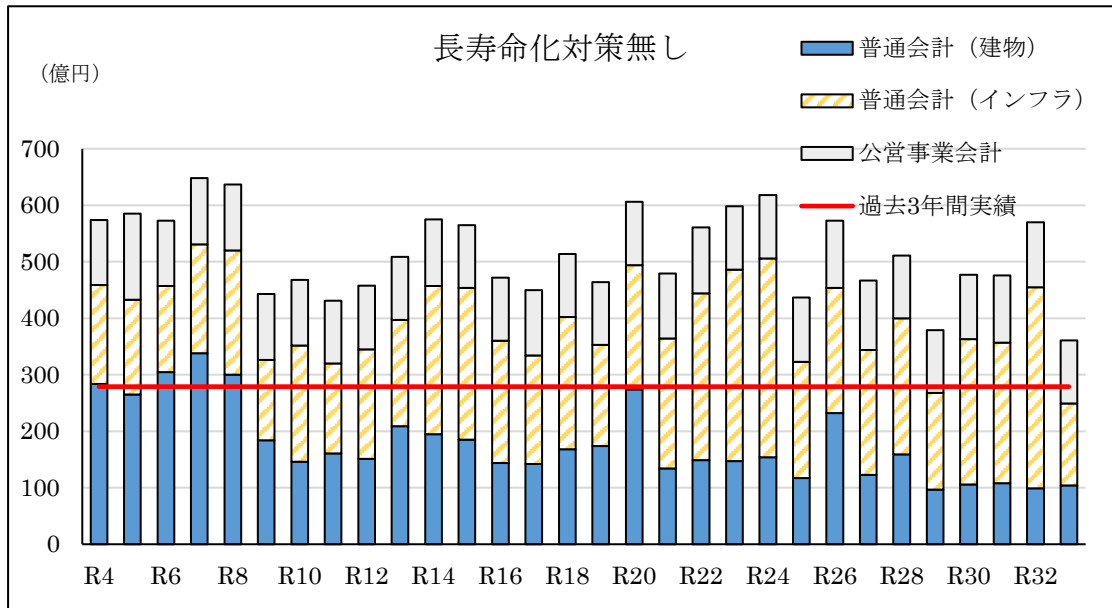
(百万円)

		10年間合計						年額		
		維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④	財源見込み	耐用年数単純更新⑤	効果額④-⑤	現在要している経費(過去3年間平均)	
普通会計	建物	29,765	87,155	14,789	131,709	本文記載のとおり	234,072	-102,363	9,731	
	インフラ施設	22,050	48,875	53,235	124,160		179,119	-54,959	11,757	
	計	51,815	136,030	68,024	255,869		413,191	-157,322	21,488	
公営事業会計	建物	251	89	0	340		7,453	-7,113	338	
	インフラ施設	5,130	40,065	228	45,423		110,693	-65,270	6,072	
	計	5,381	40,154	228	45,763		118,146	-72,383	6,410	
建物計		30,016	87,244	14,789	132,049			241,525	-109,476	10,069
インフラ施設計		27,180	88,940	53,463	169,583			289,812	-120,229	17,829
合計		57,196	176,184	68,252	301,632			531,337	-229,705	
年平均		5,720	17,618	6,825	30,163		53,134	-22,971	27,898	

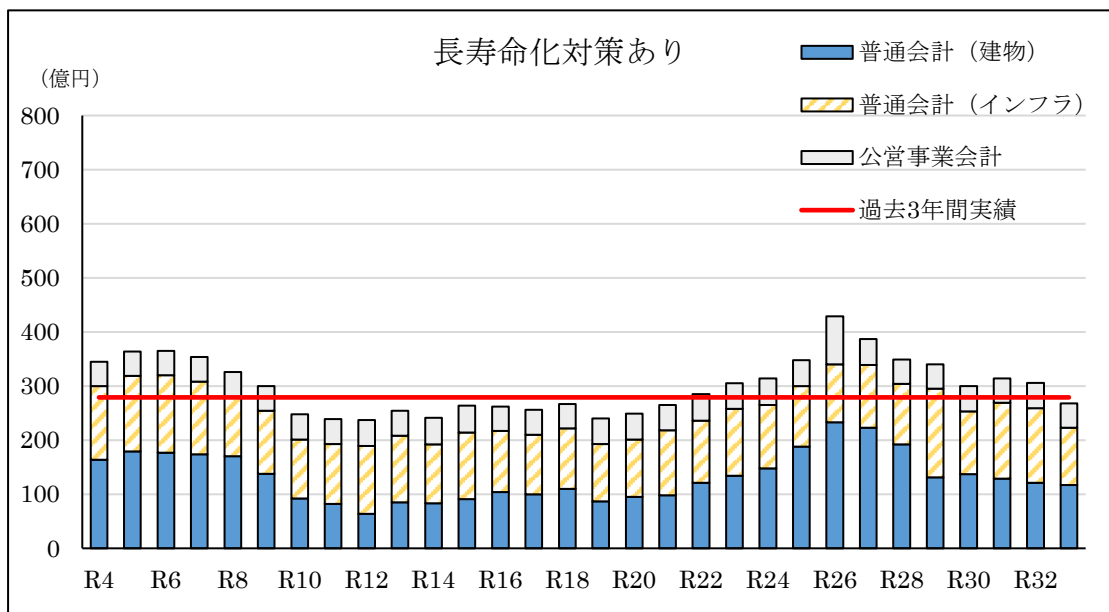
事後保全型維持管理を実施した場合は、30年間に約1兆5,433億円必要になるが、予防保全型維持管理の場合は約8,975億円に抑えられ、約6,458億円(215億円/年)の費用削減効果が見込まれる。この傾向は計画期間(令和4年度から令和13年度まで)も同様であり、今後の公共施設等の維持管理は予防保全型で実施することが重要となる。しかし、各年度に要する経費(約299億円/年)はこれまでの実績(過去3年間の平均、約279億円/年)を上回るため、保有総量の適正化や効率的・効果的な維持管理等を行う必要がある。

なお、財源については、国の補助事業や地方債などを活用し財政負担の軽減や平準化を図る。

①事後保全型維持管理の場合



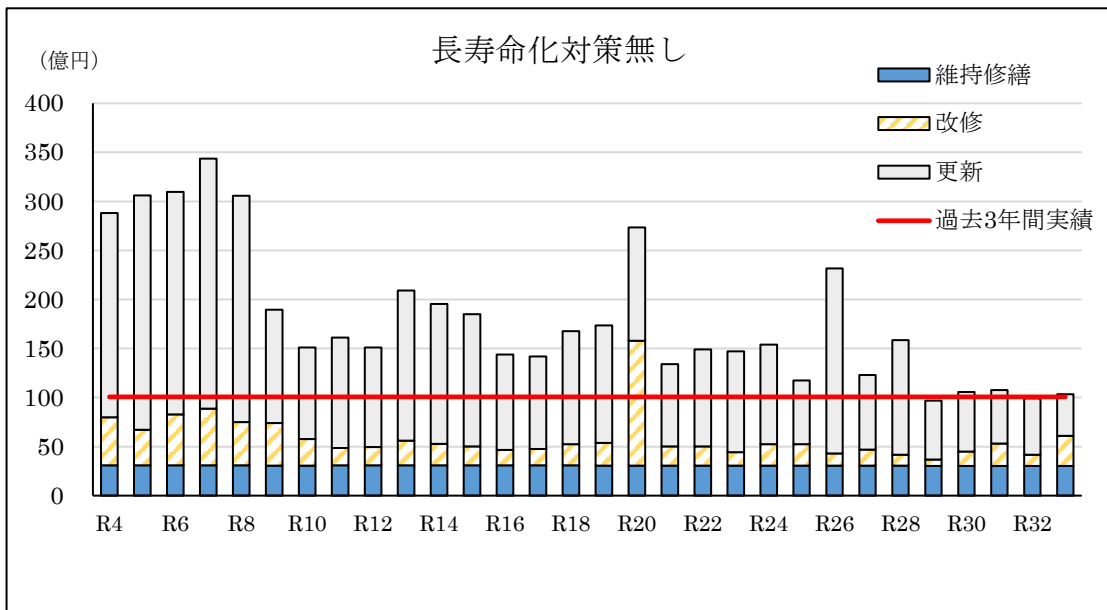
②予防保全型維持管理の場合



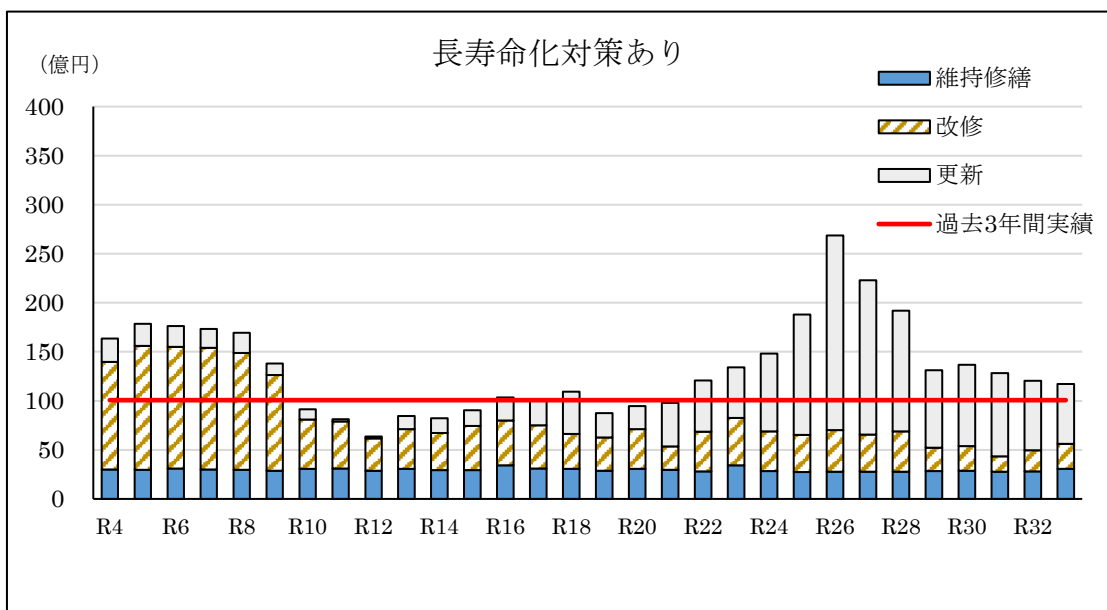
(1) 建物の将来修繕更新費用等の推計（普通会計と企業会計合計）

事後保全型維持管理を実施した場合は、30年間で約5,423億円（181億円/年）必要になるが、予防保全型維持管理の場合は更新（建替え）費用が抑えられることから約3,994億円（133億円/年）となり、約1,429億円の削減効果がある。しかし、各年度に要する経費はこれまでの実績（過去3年平均、約101億円/年）を上回るため、今後、さらに保有総量の適正化や効率的・効果的な維持管理等に努める必要がある。

①事後保全型維持管理の場合



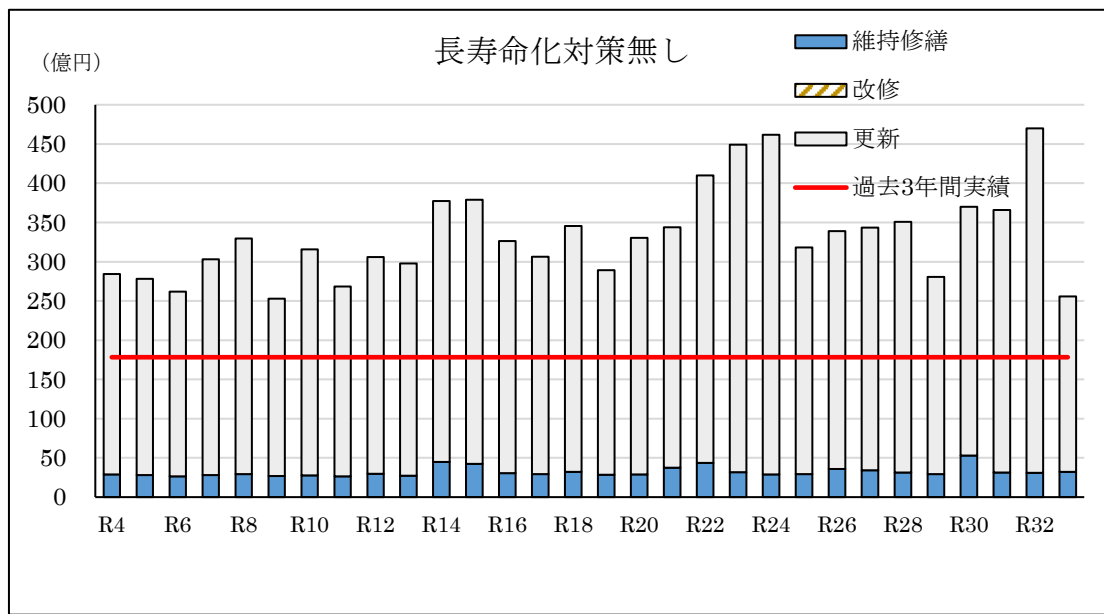
②予防保全型維持管理の場合



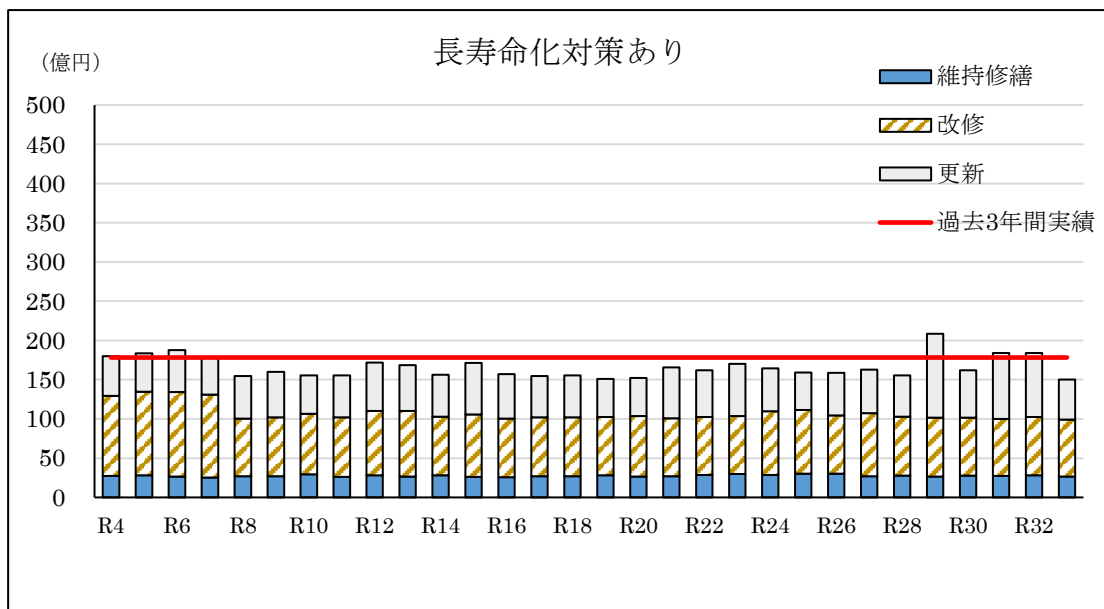
(2) インフラ施設の将来修繕更新費用等の推計（普通会計と企業会計合計）

事後保全型維持管理を実施した場合は、30年間で約1兆10億円（334億円／年）必要になるが、予防保全型維持管理の場合は建物と同様に更新費用が抑えられることから約4,981億円（166億円／年）となり、約5,028億円の費用削減効果がある。これは、過去3年間に要した予算の平均（178億円／年）をやや下回る見込みとなる。

①事後保全型維持管理の場合



②予防保全型維持管理の場合



4 これまでの取組状況

(1) 公の施設の廃止・移管等

県では、平成17年4月に設置された「富山県行政改革推進会議」の6次にわたる提言を踏まえ、公の施設の見直しなどに取り組んできており、以下のとおり廃止・移管等を進めてきている。

施設名	廃止・移管時期
スキー場、山野運動広場、青年の山研修館	平成18年3月末廃止
二上青少年の家、黒部青少年の家、利賀少年自然の家	平成19年3月末廃止
情報工房、ITセンター	平成24年3月全体廃止
木材利用普及センター、国際交流センター、薬業研修センター	平成20年3月末廃止
樺平ビジターセンター	平成20年8月末廃止
海岸通り県営住宅	平成21年2月廃止
大境ビジターセンター	平成21年3月末廃止
高岡駐車場	平成23年3月末廃止
国際伝統医学センター	平成23年3月末廃止
西田地方職員住宅	平成23年3月末廃止
水橋駅前県営住宅	平成26年7月廃止
堀川小泉職員住宅	平成27年3月末廃止
富山駐車場	平成27年9月末廃止
住吉町職員住宅	平成27年11月末
部長公舎	平成28年7月末廃止
課長公舎	令和元年8月末廃止
蓮町職員住宅	令和2年3月末廃止
とやま・ふくおか家族旅行村	平成18年4月高岡市へ移管
桂湖野外活動施設	平成20年4月南砺市へ移管
健康増進センター	平成22年4月健康スポーツ財団へ移譲

(2) 県有未利用地の売却

これまで、将来的に有効活用を図る見込みがないと判断した土地について、一般競争入札などによる売却を実施している。(平成11年度から令和2年度までの売却実績：102件、約93億円の売却収入)

(3) 県有資産の有効活用

県有未利用地については、一般競争入札による売却処分を基本としつつ、事業用定期借地権設定による土地の貸付けなど幅広い手法により、県有財産の有効活用を図っている。

①長期貸付け

県有未利用地でメガソーラー事業の可能性のあるものや事業用定期借地権設定による貸付けの要望があるものについて土地の貸付けを行っている。(令和2年度の貸付け実績：5件、約36万㎡)

また、休止中の浄水場を活用した「神通川浄水場太陽光発電所」の運転開始(平成26年3月)に加え、富山新港臨海工業用地の石炭灰処分場における埋立地(県有地)の一部を活用し

て、平成 28 年 3 月から「富山新港太陽光発電所」の運転を開始した。

②自動販売機設置事業者の公募

平成 23 年度から実施している自動販売機設置事業者の公募について、その対象範囲を本庁舎、出先機関、県立学校及び警察の自動販売機に拡大して実施し、歳入の確保を図っている。(令和 2 年度の年間貸付料収入：約 59,308 千円)

③庁舎空きスペースの活用

総合庁舎（魚津・砺波）の空きスペースについては、その有効活用を図るため、平成 21 年度から借受希望者の公募により民間事業者等に貸付を行っており、令和 2 年度には計 4 者に貸付けている。

また、本庁舎の空きスペースの活用策として、庁舎壁面等を活用した企業広告の募集について、平成 27 年度より試行的に実施している。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方と施設類型毎の基本的な方針

公共施設等の老朽化の進行、人口減少や人口構成の変動などによる公共施設への需要の変化、義務的経費の増大など厳しい財政状況等の課題を踏まえ、財政負担の軽減・平準化、県民が必要とする行政サービスの維持・向上を図るため、次の「基本的な考え方」を定め、公共施設等の適切な管理に取り組む。

また、各公共施設等の特性に応じた適切な維持管理、更新を図るため、「基本的な考え方」に基づき、「施設類型毎の基本的な方針」を定める。

なお、「施設類型毎の基本的な方針」によりがたい施設は、「基本的な考え方」を基に各施設管理者において適切に管理することとする。

1 基本的な考え方

(1) 公共施設等の長寿命化と効果的・効率的な維持管理

公共施設等の特徴に応じた効果的・効率的な維持管理を推進する。

具体的には、第2章で述べたように予防保全型の管理によりライフサイクルコストの縮減効果が高い施設は、計画的な予防保全等による長寿命化を推進し、財政負担の軽減、平準化を図る。また、庁舎、学校等の建物の維持管理費等の各種情報の一元的な把握を進め、その低減手法を検討することとする。

加えて、平成27年1月には、国から全ての地方公共団体に対して、(既存の決算統計データを活用した簡便な作成方式ではなく) 統一的な基準による財務書類等について平成29年度までに作成するよう要請があったことから、本県でも、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳を整備した。今後、類似団体と比較して高い有形固定資産減価償却率を抑えるために効果的・効率的に維持管理を実行しなければならない。

(2) 公共施設等の有効活用

公共施設等を有効活用することにより、歳入の確保を図る。

具体的には、県有未利用地については、一般競争入札による売却処分を基本としつつ、事業用定期借地権設定による土地の貸付けなど幅広い手法による資産の有効活用を図る。

また、庁舎等の空きスペースの民間等への貸付、企業広告の拡大等をより一層図る。

(3) 公共施設等の保有総量の適正化

現在や将来の県民ニーズに応じた施設の機能を維持しつつ、施設の特徴に応じ、公共施設等の保有総量の適正化に取り組む。また、将来人口の減少やデジタル化の推進等の社会経済情勢の変化による今後の利用見込み等を踏まえ、老朽化した既存施設や今後新設する公共施設等の必要性や規模を検討し、不要となった資産については積極的に売却等を行うこととする。

具体的には、県有未利用地の売却等の一層の促進や、国の財政措置(公共施設等最適化事業債等)の活用に加え、国や市町村、民間等との役割分担による施設のあり方の検討、PPPやPFIによる公共施設等の転用・集約・除却等を行い、中長期的に公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置に取り組む。

(4) 公共施設等のユニバーサルデザイン化などの推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等を誰もが安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備や改修等を必要に応じて進める。

具体的には、「富山県民福祉条例」や「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」(令和元年 9 月策定)等に基づき、公共施設等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を進め、高齢者や障害者等はもとより、子どもや妊産婦など、すべての人にとって移動や利用がしやすく、かつわかりやすい施設整備に努める。

また、公共施設等における省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進め、エネルギー源の多様化やカーボンニュートラルの推進など環境に配慮した整備手法について検討する必要がある。

(5) 各個別施設(インフラ長寿命化)計画における長寿命化対策の状況

①建物系(普通会計)

ア 庁舎等

各施設の修繕等の実施にあたっては、利用状況や当該施設が利用不可能となった場合の影響などを考慮して計画的に実施する。

イ 学校施設

高校教育、特別支援教育の一層の充実強化を図るため、学習活動、施設・設備、生徒の指導・支援のうち、「施設・設備」面における教育環境の質的改善・機能向上を目的として平成 30 年 5 月に「富山県学校施設長寿命化計画」を策定した。令和元年度基本設計、令和 2 年度実施設計を経て、令和 3 年度から本格的な長寿命化改修に取り組んでいる。

なお、富山県学校施設長寿命化計画では、計画期間を平成 30 年度から令和 9 年度までとしており、事業の進捗状況、劣化調査等の結果を反映しながら、令和 5 年度を目安に計画の更新を行う予定である。

ウ 文化施設

県内には、開館から長い年月を経て老朽化した文化施設が多く、耐震性が不十分な施設や防災の観点から早急な改修が必要な設備があることから、老朽化・活性化対策のため、県立文化施設耐震化・整備充実検討委員会の報告(平成 26 年 1 月)を踏まえ、以下のとおり取り組んでいる。

【富山県美術館】

同委員会の「新富山県立近代美術館(仮称)最終報告」を踏まえ、平成 25 年度に策定した県の基本計画に沿って富岩運河環水公園に移転新築するべく整備を進め、富山県美術館として平成 29 年 3 月に一部開館、平成 29 年 8 月全面開館した。

【県民会館】

本県の顔として、また、本県の文化活動の中核拠点として、耐震化・機能充実のための改修を実施し、平成 27 年 3 月にリニューアルオープン。

【その他の県立文化施設】

高岡文化ホール、新川文化ホールなどその他の県立文化施設については、必要な改

修や修繕を計画的に進め、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を図っていく。

エ 県営住宅

予防保全的な維持管理及び耐久性・耐候性の向上等を図る修繕を実施することにより、県営住宅の長寿命化を図ることとし、特に経年劣化が進みやすい、外壁塗装工事、防水改善工事について、仕様のグレードアップ等による耐久性の向上、定期的な予防保全的な維持管理の実施により、ライフサイクルコストの低減・事業の平準化を図る。

オ スポーツ施設

本県のスポーツ施設については、2000年とやま国体の開催に向け整備が進んだが、建設から30年以上経過し、老朽化が進んでいるものもあることから、これらの施設を整備・改修し、有効に活用していく必要がある。

このため、令和元年5月に県営スポーツ施設の長寿命化計画を策定しており、建物の機能や設備を常に良好な状態に保つと同時に、財政支出の縮減と財政負担の平準化を図る。

カ 警察施設

本県の警察施設については、令和2年11月に富山市内警察署の再編による移転整備を終えているが、築50年以上経過している警察署など老朽化した多くの警察施設があることから、計画的に必要な再編・整備、改修を実施してライフサイクルコストを考慮した長寿命化を図る。

キ 大学

富山県立大学では、平成28年度から工学部学科の新設・拡充と入学定員の拡大、平成31年の看護学部新設、中央棟などの新校舎の建設等により、ソフト・ハード両面からさらに魅力的なキャンパス環境の整備に取り組んでいる。

一方で、本学の施設は、開学時に整備したものは30年以上、県立技術短期大学時代のものは50年以上経過しており、施設の老朽化、陳腐化が著しく、今後の維持管理費の増大や改修・更新費の増大が懸念されるため、施設の健全度や重要性、費用対効果等に応じて修繕・更新等を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。

②インフラ施設（普通会計）

ア 道路（舗装）

道路舗装の損傷状態や交通量に応じて、必要な修繕や更新を実施している。

令和3年度から舗装路面性状調査を行い、修繕必要箇所の集計及び可視化を図っている。

イ 橋梁

平成25年9月の道路法の改正に伴い、各橋梁5年に1回を標準として近接目視による点検を実施している。

平成26年度から平成30年度までの1巡目点検の結果、Ⅲ判定（早期措置段階）の橋梁は589橋あった。このⅢ判定橋梁について、令和5年度末までに修繕等の措置に着手することとしており、令和3年度末までに312橋（Ⅲ判定橋梁の53.0%）の修繕に着手した。

ウ トンネル

平成 25 年 9 月の道路法改正に伴い、各トンネル 5 年に 1 回を標準として近接目視による点検を実施している。

平成 26 年度から平成 30 年度までの 1 巡目点検の結果、Ⅲ判定（早期措置段階）のトンネルは 36 箇所あった。このⅢ判定トンネルについて、令和 5 年度末までに修繕等の措置に着手することとしており、令和 3 年度末までに 28 箇所（Ⅲ判定トンネルの 78%）の修繕に着手した。

エ 河川管理施設

平成 27 年 2 月に「富山県水門等河川管理施設長寿命化計画」を策定しており（今後、必要に応じて見直し）、当該計画に基づく施設の管理等を実施する。

エ ダム（土木部）

富山県ダム長寿命化計画（令和元年 6 月）に基づき、16 ダムにおいて更新・修繕（長寿命化）に取り組んでいる。

オ 砂防関係施設（土木部）

砂防設備については平成 29 年度に、地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設については平成 30 年度に「長寿命化計画」を策定した。

この計画に基づき、計画的な施設点検により異常の早期発見及び健全度把握に努め、優先度の高い施設から対策を実施するほか、点検結果に基づき概ね 5 年毎に長寿命化計画の見直しを実施する。

カ 海岸保全施設（土木部）

限られた予算の中、海岸保全施設の背後地を防護する機能を効率的・効果的に確保するため、「富山県海岸保全施設長寿命化計画（令和元年 6 月）」を策定した。

点検に基づく健全度評価を実施し、健全度評価や優先度を踏まえて、予防保全の考え方を基本として作成した計画に基づく定期点検や修繕等を実施する。

キ 港湾（土木部）

港湾施設ごとに策定されている維持管理計画をもとに、平成 27 年度に「富山県港湾施設長寿命化計画」を策定した。

健全度評価の結果に加え、施設の利用状況を勘案した優先度に基づき、実施時期を決定した。

蓄積データをもとに 5 年程度を目安に評価を行い、必要に応じて長寿命化計画の見直しを行う。

ク 都市公園

平成 25 年に富山県公園施設長寿命化計画を策定し、5 年が経過した令和元年に同計画の見直しを行った。

予防保全型施設と事後保全型施設に分類し、計画の策定および見直し段階では、各施設の健全度を判定し、利用状況や安全性等を勘案した緊急度判定もあわせて考慮して、更新・補修の優先度を設定した。

また、限られた予算で公園施設の安全で快適な利用を確保するため、予算の平準化を考慮し、今後 10 年間の長寿命化計画を策定した。

今後も 5 年毎の計画見直しを行う予定。

ケ 海岸保全施設（農水部）

限られた予算の中、海岸保全施設の背後地を防護する機能を効率的・効果的に確保するため、「富山県海岸保全施設長寿命化計画（令和元年6月）」を策定した。

点検に基づく健全度評価を実施し、評価結果や優先度を踏まえて、予防保全の考え方を基本として作成した計画に基づく定期点検や修繕等を実施する。

コ 農業水利施設

【地すべり防止施設】

令和元年度に地すべり防止施設46区域全ての長寿命化計画（個別施設計画）の策定が完了。

今後、長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、更新・補修を実施予定。

【ダム・頭首工】

短期的に大きな変更は見込まれないが、営農や防災の観点から支障がなく、不要な施設や設備等が発生した場合には、廃止・除却等の検討を行う。

また、機能保全計画を踏まえた保全管理を通してライフサイクルコストの削減を図る。

サ 治山施設

令和元年に富山県治山施設長寿命化計画を策定した。

施設点検の結果に基づき各施設の健全度を判定し、保全対象等を勘案した優先度判定もあわせて考慮して、更新・補修の優先度を設定した。

対策優先順位、対策工法の検討結果を踏まえて、今後10年間の長寿命化計画を策定し、概ね5年経過時又は必要に応じて見直しを行う。

シ 林道

平成29年度に富山県林道施設長寿命化計画を策定した。

予防保全型維持管理の考え方を導入し、個々の林道施設の現状を把握するとともに、施設毎の維持管理・更新等の内容について整理・計画するなど必要な対策を適切に実施することとしている。

毎年実施するパトロールの結果や5年毎に実施する点検診断結果等により必要に応じて見直しを行う。

ス 漁港

漁港ごとに点検に基づく健全度評価を実施し、機能保全計画を策定した。

計画に沿って予防保全の考え方を基本として修繕を実施している。

計画は概ね10年で見直しを行っている。

セ 空港土木施設

「富山空港維持管理・更新計画書」に基づき、適切に点検、予防保全的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図っている。

④交通安全施設

故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本来の機能を適切に維持するため、交通信号機の周辺環境や使用機材の材質等を踏まえ、必要に応じて強度、防錆及び着雪防止効果を高める措置を講じるなどの取組みを推進する。

⑤公営企業施設

ア 企業局施設

【電気事業】

令和元年度にダム及び水路工作物を対象とした水力発電設備修繕（長寿命化）計画を策定した。

各設備の機能診断調査の結果に基づき、健全度を判定し、設備の故障による社会的な影響などもあわせて考慮して、各年度の更新・補修事項を設定した。

また、限られた予算で各設備の機能を保持するため、予算の平準化を考慮し、今後40年間の長寿命化計画を策定した。

今後も、概ね10年毎に機能診断を実施し、必要に応じて修繕（長寿命化）計画の見直しを行う。

【水道事業、工業用水道事業】

水道は今後約40年間で、工業用水道は今後約60年間で全て更新する。

今後も、点検・診断等のデータの活用等により計画的な維持管理・修繕・更新等を行い、ライフサイクルコストの縮減と平準化に努める。

イ 中央病院施設

短期（平成31年～令和5年）、中期（令和6年～10年）、長期（令和11年～）に分け設備劣化改修、機能強化改修計画を策定して、施設の計画的な維持・修繕や長寿命化対策等の具体的な取組みを進める

ウ 高志リハビリ病院施設

本県におけるリハビリテーションの中核的病院として、昭和59年10月に富山県高志リハビリテーション病院として設置され、平成28年10月には高度・専門的なリハビリテーション医療を提供するとともに、重症の心身障害児等に対する支援を充実・強化するため、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターが整備されたが、旧病院については築後30年以上が経過し老朽化が進んでいるほか、リハビリテーション病院・こどもセンターにおいても、計画的・効率的な維持・修繕を実施することにより、ライフサイクルコストを考慮した施設の長寿命化を図っていく必要がある。

このため、医療施設の老朽化状況、維持管理・更新等の具体的な方針やコスト管理をとりまとめた個別施設計画を策定することにより、住民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

エ 流域下水道施設

下水道施設全体を一体的に捉え、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより、持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的に、平成29年度に流域下水道ストックマネジメント計画（長寿命化計画）を策定した。

「被害規模（影響度）」と「発生確率（不具合の起こりやすさ）」を考慮し、リスク評価を行い、リスク評価を踏まえて、点検・調査及び修繕・改築の優先順位等を設定した。

計画期間は5年間となっており、今後も5年おきに新たな計画の策定を行う予定。

3 庁内推進体制

本方針の対象は県が保有する全ての施設に及ぶため、部局横断的な組織により各種の取組内容を円滑に進める必要がある。このため、副知事を委員長とし各部局長を委員とする「富山県県有施設整備等推進委員会」において長寿命化対策の進捗管理や手法等の情報共有を行うとともに、その取組状況のフォローアップや必要に応じて方針の改訂等を行う。

<推進体制の概要>



3 施設類型毎の基本的な方針

施設類型 「庁舎等」

対象	知事部局と教育委員会所管の庁舎等 79 施設 (総合庁舎、試験研究機関等。県立学校を除く)
現状課題	建築から 50 年以上を経過した建物が多く (16.7%)、全体的に老朽化が進んでおり、今後の維持管理費の増大や改修・更新費の増大が懸念される。
実施方針	<p>庁舎等の長寿命化、効果的・効率的な維持管理、歳入確保、保有総量の適正化を図るため、以下のとおり実施方針を定める。なお、指定管理者制度を導入している公の施設の建物については、指定管理者とも連携し、以下の実施方針に基づく管理等を行うこととする。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 建築基準法に基づく点検の対象施設は点検結果を踏まえ適切に修繕等を実施し、対象外施設は自主的に点検を行い、個別施設計画に定める区分に応じて修繕等を行う。また、建築基準法以外の各種法令による点検で指摘を受けた場合も同様に対処する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等のデータの活用や全庁的な維持管理費等の一元的な把握により計画的な維持管理・修繕・更新等を行い、ライフサイクルコストの縮減と平準化に努める。</p> <p>③長寿命化の実施方針 各施設の修繕等の実施にあたっては、利用状況や当該施設が利用不可能となった場合の影響などを考慮して計画的に実施し、富山県民福祉条例等に基づき、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を進め、すべての人にとって利用しやすい施設整備に努める。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、利用者にとって危険性があると判断された場合には、応急的な修繕等の措置を講じる。また、未利用施設について危険性がある場合は、速やかに除却等の措置を講じる。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 耐震化が必要なものについては、耐震補強工事を実施済み。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 大規模改修や建替えの際には人口減少や行政ニーズに対応した施設の必要な面積を検討し、また、施設の特徴に応じて国や市町村、民間との役割分担による施設のあり方を検討し、転用、集約、除却など保有総量の適正化に努める。 なお、今後新設する公共施設等は、必要性や規模を検討するとともに「富山県 P P P / P F I 手法導入優先的検討規定」に沿って P P P 等の活用を検討する。 また、建替えなどで不要となり利用予定がない建物は解体し、土地の売却を検討する。</p>
今後の予定等 取組み実績	<p>※取組み実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H19.4 利賀創造交流館 (利賀少年自然の家を改修し転用) ・ H21.3 情報工房を廃止し、貸会議室として活用 ・ H24.4 イタイタイ病資料館 (国際健康プラザ内国際伝統医学センターを廃止し改修して設置) ・ H24.7 高志の国文学館 (知事公館を廃止し増改築して設置) ・ H28.7 部長公舎廃止 ・ R 元.8 課長公舎廃止 ・ R2.3 庁舎等個別施設計画策定

施設類型 「学校施設」

対象	学校教育施設（県立高校・特別支援学校）52校
現状と課題	<p>学校教育施設は、建物本体の耐震化は平成27年度末に完了したものの、過去の生徒数の増加に合わせて建てられた校舎等の建物も多く、老朽化が進んでおり、今後の維持管理費の増大や改修・更新費の増大が懸念される。</p>
実施方針	<p>学校教育施設については、生徒等の安全・安心の確保、効果的・効率的な維持管理を図るため、以下のとおり実施方針を定める。</p> <p>なお、平成27年3月には文部科学省より学校教育施設の長寿命化計画を策定するよう要請があり、平成30年5月に「富山県学校施設長寿命化計画」を策定した。計画期間は平成30年度から令和9年度までとしており、事業の進捗状況、劣化調査等の結果を反映しながら、令和5年度を目安に計画の更新を行うこととする。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 建築基準法の法定点検の対象の建物については、当該点検及び点検結果を活用する。また、点検・診断等の結果を蓄積し、維持管理等の効果的・効率的な実施に活用する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等のデータの活用により計画的な維持管理・修繕・更新等を行い、ライフサイクルコストの縮減と平準化に努める。</p> <p>③長寿命化の実施方針 富山県学校施設長寿命化計画に基づき、長期間の利用が見込まれる施設については予防保全の措置を講じる等、建物の長寿命化を推進する。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、生徒等にとって危険性があると判断された場合には、応急的な修繕等の措置を講じる。また、未利用施設について危険性がある場合は、速やかに除却等の措置を講じる。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 耐震化の完了後も引き続き非構造部材の安全対策（吊天井の落下防止対策等）を進めるとともに、施設の老朽化の状況や施設の機能に応じて、必要が生じた場合は、改修や更新を行う。</p>
今後の予定等 取り組み実績	<p>学習環境の質を向上させる観点から、高校再編の前期計画として平成22年4月に高校10校を再編成して新設校5校を開設した。また、後期計画として令和2年4月に高校8校を再編成して新設校4校を開設した。統合された4校の後利用については、有効活用できるよう市町村等と検討中である。</p>

施設類型 「文化施設」

対象	文化施設 11 施設 (県民会館、高岡文化ホール、新川文化ホール、富山県美術館等 文化振興課所管施設)
現状と課題	文化施設は設置から長い年月を経過した建物が多く、施設設備の老朽化も進んでおり、今後の維持管理費の増大や改修・更新費の増大が懸念される。
実施方針	<p>文化施設については、「県立文化施設耐震化・整備充実検討委員会」の報告（平成 26 年 1 月）に基づき、これまで取組みを進めてきている。今後も、長寿命化、効果的・効率的な維持管理、保有総量の適正化を図るため、以下のとおり実施方針を定める。なお、指定管理者制度を導入している公の施設の建物については、指定管理者とも連携し、以下の実施方針に基づく管理等を行うこととする。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 建築基準法の法定点検の対象の建物については、当該点検及び点検結果を活用する。また、点検・診断等の結果を蓄積し、維持管理等の効果的・効率的な実施に活用する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等のデータの活用等により計画的な維持管理・修繕・更新等を行い、ライフサイクルコストの縮減と平準化に努める。</p> <p>③長寿命化の実施方針 今後も長期間の利用が見込まれる施設については、点検・診断等の結果を活かし、予防保全の措置を講じる等、建物の長寿命化を推進する。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、利用者にとって危険性があると判断された場合には、応急的な修繕等の措置を講じる。また、未利用施設について危険性がある場合は、速やかに除去等の措置を講じる。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 県民会館については平成 26 年度に耐震工事を完了し、近代美術館については富山県美術館として移転新築し、平成 29 年 8 月に全面開館となった。 今後も必要性に応じ改修等を検討する。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 文化施設の更新等に当たっては、県民ニーズや社会経済情勢等を踏まえ、転用・集約・除却、市町村や民間等との役割分担など施設のあり方の検討等を行ったうえで、必要な施設については整備・更新を行い、縮小や廃止が出来る施設については集約・除却を行うなど、中長期的に施設総量の適正化に努める。</p>
今後の予定等 取組み実績	<p>現在の近代美術館については、今後、民間活力の活用も含めて、引き続き幅広く検討していく。</p> <p>※近年の文化施設の整備等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27.3 県民会館耐震改修等工事完了 ・H29.3 富山県美術館移転新築完了

施設類型 「**県営住宅**」

対象	県営住宅 24 団地 133 棟
現状と課題	<p>県営住宅の多くが昭和 30 年代から昭和 50 年代前半に建設され老朽化が進んでおり、今後は躯体や設備を改善しながら適切に維持保全し、長寿命化を図る必要がある。</p>
実施方針	<p>県営住宅では平成 22 年 3 月に「富山県営住宅長寿命化計画」を策定（直近では令和 2 年 11 月に見直し）しており、本計画に沿って長寿命化等の取組みを進めている。今後も県営住宅の長寿命化、予防保全的な維持管理、施設総量の適正化を図るため、以下のとおり実施方針を定める。なお、県営住宅では指定管理者制度を導入しており、指定管理者とも連携し、以下の実施方針に基づく管理等を行うこととする。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 県営住宅の状況を随時的に的確な把握ができるよう以下の項目を中心に定期点検を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の点検（建築基準法第 12 条第 2 項の点検で 3 年毎） ・建築設備の点検（建築基準法第 12 条第 4 項の点検で毎年） ・給水施設、防災設備、遊具の点検 ・その他県営住宅の維持管理に必要な点検 <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 経年劣化が進みやすい外壁や屋上での改修工事では、仕様のグレードアップ等による耐久性の向上や定期的な予防保全的維持管理を実施することで、ライフサイクルコストの低減・事業の平準化を図る。</p> <p>③長寿命化の実施方針 予防保全的な維持管理及び耐久性・耐候性の向上等を図る修繕を実施することにより、県営住宅の長寿命化を図る。</p> <p>④安全確保の実施方針 定期点検等の結果、入居者等にとって危険性があると判断された場合には、応急的な修繕等の措置を講じる。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 耐震基準に満たない県営住宅は原則廃止し、順次除却等の措置を講じる。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 最も古い建設年度は昭和 37 年度であり、今後、順次建替え時期を迎えることになる。公営住宅は市町村においても整備されているところであり、需要動向を踏まえ、更新時期を迎える施設から廃止又は建替えを検討する。</p>
今後の予定等 取組み実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22. 3 富山県営住宅長寿命化計画策定（必要に応じて変更又は改訂を実施） ・ R 元 外壁改善工事 4 棟実施（うち 3 棟は防水改善工事とも） ・ R2 防水改善工事 10 棟実施 <p>※近年の廃止の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21. 2 海岸通り団地廃止 ・ H26. 7 水橋駅前団地廃止 ・ ～H27. 5 太閤山団地の一部廃止（これまでに 20 棟廃止） ・ R2. 3 東新庄団地の一部廃止（これまでに 1 棟廃止）

施設類型 「スポーツ施設」

対象	スポーツ施設 10 施設 (総合体育センター、西部体育センター、高岡総合プール、富山武道館 等 地方創生局所管施設)
現状と課題	建設から 30 年以上経過し、老朽化が進んでいる施設もあり、今後の維持管理費や改修・更新費の増大が懸念されるため、適切な維持管理や修繕に努めるとともに、利用者ニーズに合わせた施設整備の充実が必要である。
実施方針	<p>スポーツ施設は、競技スポーツの拠点として選手や指導者の養成等、競技力の向上に資するとともに、全国大会などの公式競技会場や広域的な生涯スポーツの拠点として重要な役割を担っていることから、各施設の機能維持や充実を図るため、以下のとおり管理等の実施方針を定める。</p> <p>また、令和元年5月には、県営スポーツ施設の長寿命化計画を策定しており、指定管理者とも連携し、この計画をもとにしながら、着実な施設整備を進めることとする。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 建築基準法の法定点検の対象の建物については、当該点検及び点検結果を活用する。また、点検・診断等の結果を蓄積し、維持管理等の効果的・効率的な実施に活用する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等のデータの活用等により計画的な維持管理・修繕・更新等を行い、ライフサイクルコストの縮減と平準化に努める。 また、必要に応じて競技ルールの変更に伴う施設の改修・更新を実施する。</p> <p>③長寿命化の実施方針 今後も長期間の利用が見込まれる施設については、点検・診断等の結果を活かし、予防保全の措置を講じる等、建物の長寿命化を推進する。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、利用者にとって危険性があると判断された場合には、応急的な修繕等の措置を講じる。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 昭和 56 年の改正建築基準法施行前に整備された施設については、全て耐震診断を行い、耐震化が完了している。 なお、天井等の非構造部材の安全対策など、今後も必要性に応じ改修等を検討する。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 県民ニーズやスポーツを取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、市町村や民間等との役割分担による施設のあり方の検討等を行い、中長期的に施設総量の適正化に努める。</p>
今後の予定等 取組み実績	※近年のスポーツ施設の整備・改修・更新の状況 R 元. 10 総合体育センター第2 トレーニング室新設 R 元. 12 漕艇場浮棧橋改修 R3. 4 高岡総合プール天井落下防止 R3. 7 西部体育センター中アリーナLED化 R3. 10 総合体育センター中アリーナ冷暖房設備新設

施設類型 「警察施設」

対象	警察施設 78棟
現状課題	警察施設は、築50年以上を経過している警察署をはじめ、県内には老朽化した多くの警察施設があり、今後の維持管理費及び改修費の増大が懸念される。
実施方針	<p>警察施設の長寿命化、効果的・効率的な維持管理、保有総量の適正化を図るため、以下のとおり実施方針を定める。なお、警察庁においてインフラの維持管理・更新等を着実に推進するため、令和3年5月に「警察庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」が策定された。その中で、補助対象施設についても計画的な点検・診断、修繕及び更新を促し、引き続き中長期的な計画に基づく持続可能な庁舎の維持管理及び更新を進めていく必要があるとしており、このことも踏まえて以下の実施方針に基づく管理等を行うこととする。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 建築基準法の法定点検の対象の建物については、当該点検及び点検結果を活用する。また、点検・診断等の結果を蓄積し、施設の状態について正確に把握するとともに、効果的・効率的な維持管理等を行う。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等のデータの活用により、計画的な維持管理・修繕・更新等を継続して行い、維持管理・更新等に係るトータルコストの削減を図り、予算の平準化に努める。また、施設の状態や修繕等の履歴を記録し、次期点検・診断等に活用する。</p> <p>③長寿命化の実施方針 損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕や更新を計画的に行い、警察施設の長寿命化を図る。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、危険性があると判断された場合には、応急的な修繕等の措置を講じる。また、未利用施設について、危険性がある場合は、速やかに除去等の措置を講じる。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 警察本部施設及び警察署については、交通機動隊庁舎（令和4年度末に移転予定）を除いて耐震化が完了している。また、耐震性が不十分な宿舎については、入居停止としており、順次除却の措置を講じる予定。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 治安情勢や人口減少など社会情勢の変化、警察機能の強化に伴う警察署管轄区域の再編計画等を見据えつつ、警察施設の経年劣化や損傷状況を踏まえ、持続可能な庁舎の維持管理、施設の集約化を検討し、施設総量の適正化に努める。</p>
今後の予定等 取組み実績	<p>※近年の整備等状況</p> <p>R2.11 富山市内警察署再編 （富山南警察署移転整備、富山中央警察署へ富山北警察署を統合）</p> <p>R3.4 高岡警察署南星交番新築整備（清水交番、佐野駐在所を統合）</p> <p>R3～4年度 警察機動センター新築整備予定（交通機動隊を移転整備）</p>

施設類型 「大学」

<p>対象施設</p>	<p>富山県立大学 40 棟 (校地面積 約 19.8ha、建物面積 64,000 m²)</p>
<p>現状と課題</p>	<p>富山県立大学では、平成 28 年度から工学部学科の新設・拡充と入学定員の拡大、平成 31 年の看護学部新設、中央棟などの新校舎の建設等により、ソフト・ハード両面からさらに魅力的なキャンパス環境の整備に取り組んでいる。 一方で、本学の施設は、開学時に整備したものは 30 年以上、県立技術短期大学時代のものは 50 年以上経過しており、施設の老朽化、陳腐化が著しく、今後の維持管理費の増大や改修・更新費の増大が懸念される。</p>
<p>実施方針</p>	<p>県立大学の教育施設については、学生等の安全・安心の確保、効果的・効率的な維持管理を図るため、以下のとおり実施方針を定める。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 建築基準法の法定点検の対象の建物については、当該点検及び点検結果を活用する。また、点検・診断等の結果を蓄積し、維持管理等の効果的・効率的な実施に活用する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等のデータの活用により計画的な維持管理・修繕・更新等を行い、ライフサイクルコストの縮減と平準化に努める。</p> <p>③長寿命化の実施方針 令和 3 年策定の長寿命化計画に基づき、長期間の利用が見込まれる施設については予防保全の措置を講じる等、建物の長寿命化を推進する。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、学生等にとって危険性があると判断された場合には、応急的な修繕等の措置を講じる。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 耐震化は完了している。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 学生及び県民のニーズや社会経済情勢等を踏まえ、計画的な施設整備を図るとともに、不要な施設や設備等が発生した場合には廃止・除却等を行い、施設総量の適正化に努める。また、施設の健全度や重要性、費用対効果等に応じて修繕・更新等を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
<p>今後の予定等 取り組み実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ H31. 4 看護学部新設 (富山キャンパス供用開始) ・ H31. 4 新学生会館供用開始 ・ R 元. 5～8 旧学生会館等解体 ・ R2. 4 中央棟、新環境工学実験棟 1 供用開始 ・ R2. 8～ 旧環境工学科棟、環境工学実験棟等解体 ・ R4. 4 DX 教育研究センター (仮称) 供用開始予定

施設類型 「道路（舗装）」

対象	道路 288 路線 2,474 km
現状と課題	<p>県が管理する道路は、路面クラックなどの劣化が進んでおり、今後の修繕費等の増大が懸念される。</p>
実施方針	<p>道路（舗装）については、安全で円滑な道路を確保、効果的・効率的な維持管理に努める。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 道路パトロールなどにより確認された、道路のクラックや穴などの損傷について、記録や調査を実施する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 道路（舗装）の損傷状態や交通量に応じて、健全度や重要性を考慮して、必要な修繕や更新を実施する。</p> <p>③長寿命化の実施方針 道路（舗装）の損傷が進行する前に予防保全的に修繕等を実施し、道路の長寿命化に努める。</p> <p>④安全確保の実施方針 日常的に道路パトロールを実施し、道路（舗装）の損傷が確認された場合には、適切な応急措置を講じ、必要な修繕を実施することで、安全で安心な道路の確保に努める。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 舗装は、地震の規模による仕様規定、性能規定はないため、耐震化の必要はない。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 交通量等を踏まえ、施設総量の適正化を図るとともに、施設の健全性や重要性に応じて計画的・効果的に修繕等を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
今後の予定等 取組み実績	<p>・R3 年度～ 舗装路面性状調査の実施 ドライブレコーダで収集した路面画像を AI 解析し、修繕必要箇所を集計・可視化</p>

施設類型 「橋梁」

対象	橋梁 橋長 2m～15m未満 2,596 橋、橋長 15m以上 849 橋
現状と課題	<p>本県が管理する橋梁は、高度経済成長期以降に整備されたものが多く、今後、急速な老朽化や劣化の進展が見込まれ、修繕時期が集中することが想定される。</p>
実施方針	<p>安全・安心な道路交通ネットワークを確保するため、施設点検を実施し、その結果に基づき、修繕・更新等措置が必要な橋梁に対して早期の機能回復を図る。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 「富山県橋梁点検マニュアル(令和2年4月改訂)」に基づき、定期点検は近接目視で行うことを基本とし、各橋梁5年に1回を標準として継続的に実施する。また、定期点検を実施した橋梁については、部材単位及び橋梁単位での健全性の診断を行う。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 定期点検の結果、健全度の低い橋梁を適切な管理水準に引き上げ、それ以降は適切な管理水準を維持し、修繕・更新費用の縮減を目指す。 対症療法型から予防保全型の維持管理への転換を図り、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び修繕・更新費用の平準化を図る。</p> <p>③長寿命化の実施方針 適切な管理水準を維持し、橋梁の長寿命化を図る。ただし、橋梁の劣化状況や費用対効果等を勘案し、必要に応じ架け替えを検討する場合もある。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検の実施により、安全性や耐荷力・耐久性に影響すると考えられる損傷を早期に修繕し、安全かつ円滑な交通を確保する。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 15m以上の橋梁について、地震により落橋や倒壊しないレベルの耐震対策を実施し、平成29年度までに対策を完了している。 引き続き、被災後速やかな緊急輸送を可能とするため、地震による損傷が限定的に留まり、速やかな機能回復が可能なレベルに耐震性能を引き上げる対策を計画的かつ効率的に進める。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 交通量等を踏まえ、施設総量の適正化を図るとともに、施設の健全性や重要性、費用対効果等に応じて修繕・更新等を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
今後の予定等 取組み実績	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年度～ 5年に1回の法定点検の実施 ・1巡目点検(H26～H30)のⅢ判定橋梁(589 橋)について、令和5年度末までに修繕等の措置に着手することとしており、令和3年度末までに312 橋(53.0%)着手した。

施設類型 「トンネル」

対象	トンネル（県管理道路における供用中のトンネル45本）
現状と課題	<p>県管理道路におけるトンネルは、高度経済成長期に整備されたものが多く老朽化が進んでおり、今後の点検や修繕・更新費等の増大が懸念される。</p>
実施方針	<p>安全・安心な道路交通ネットワークを確保するため、施設点検を実施し、その結果に基づき、修繕・更新等措置が必要な橋梁に対して早期の機能回復を図る。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 国で定められた「道路トンネル定期点検要領(平成31年3月)」に基づき、定期点検は近接目視で行うことを基本とし、各橋梁5年に1回を標準として継続的に実施する。また、定期点検を実施したトンネルについては、トンネル単位での健全性の診断を行う。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 定期点検の診断結果に基づき、健全度や重要性を考慮して計画的かつ効率的な修繕や更新を実施する。</p> <p>③長寿命化の実施方針 点検結果に基づき予防保全的に修繕等を実施し、施設の長寿命化に努める。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断の結果、緊急を要する損傷においては、速やかに対応するとともに、その他修繕を要する損傷については、計画的に修繕を実施し、安全で安心な道路の確保に努める。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 トンネルは、地震の規模による仕様規定、性能規定はないため、耐震化の必要はない。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 交通量等を踏まえ、施設総量の適正化を図るとともに、施設の健全性や重要性に応じて計画的・効果的に修繕等を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
今後の予定等 取組み実績	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年度～5年に1回の法定点検の実施 ・1巡目点検（H26～H30）のⅢ判定トンネル（36箇所）について、令和5年度末までに修繕等の措置に着手することとしており、令和3年度末までに28箇所（78%）着手した。

施設類型 「河川管理施設」

対象	水門等河川管理施設 22 施設
現状と課題	<p>富山県が管理する水門等河川管理施設は、現在 22 施設あるが、設置後 40 年を経過する施設は 4 施設あり、10 年後には 7 施設となるなど老朽化が進み、今後必要となる維持管理費、更新費の増大が懸念される。</p>
実施方針	<p>平成 27 年 2 月に「富山県水門等河川管理施設長寿命化計画」を策定しており（今後 5 年程度を目安に評価し、必要に応じて見直し）、当該計画に基づく施設の管理等の実施方針を以下のとおり定める。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 河川法（法令、国の点検要領等）に基づき、出水期前の年点検（年 1 回）や定期的な月点検（月 1 回）を実施して施設の状況を把握し、結果を維持管理等や安全確保、長寿命化計画に反映させる。</p> <p>②維持管理・更新等の実施方針 富山県水門等河川管理施設長寿命化計画に基づき、施設の種類毎に予防保全型、事後保全型等の維持管理・更新を図る。</p> <p>③長寿命化の実施方針 富山県水門等河川管理施設長寿命化計画に基づき、計画的かつ予防保全的な措置を講じる等、施設の長寿命化に努めることとする。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、危険性があると判断された場合には、応急的な修繕を行う。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 富山県水門等河川管理施設長寿命化計画に基づき、今後河川改修事業実施に併せた対策工法の検討を進める。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 県民の生命・財産・生活を守る重要な施設であり、限られた予算で計画的・効率的に維持管理・更新を行うことにより、施設の延命化と、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
今後の予定等 取組み実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27.2 富山県水門等河川管理施設長寿命化計画策定 ・ H27 年度 長寿命化計画に基づいた点検の実施（松川制水門ほか 20 施設） ・ R4 年度 富山県水門等河川管理施設長寿命化計画策定及び見直し予定（松川制水門ほか 21 施設）

施設類型 「ダム」

対象	ダム（土木部管理 16ダム）
現状と課題	<p>富山県が管理する洪水調節を目的としたダムは、16ダムある。</p> <p>ダムは管理開始から概ね30年経過すると、補修事例が増加する傾向にあるが、県内のダムで見ると、30年以上経過したダムは10ダム、20年後（令和22年度）には15ダムと急速に高齢化が進展し、今後の維持管理費用の増加が見込まれる。</p>
実施方針	<p>令和元年6月に策定した「富山県ダム長寿命化計画」に基づき、ダムの維持管理をより効果的・効率的に行うことにより、施設の延命化や維持修繕費の縮減・平準化を図り、ダムの安全性及び機能を長期にわたり保持する。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 河川法（法令、国の点検整備マニュアル、点検整備基準）に基づき、日常点検や、年点検、管理運転点検などを実施して施設の状況を把握し、結果を維持管理等や安全確保、長寿命化対策に活用する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検等の結果を踏まえ、健全度や重要性等に応じて計画的かつ予防保全的な維持管理・更新等を行い、効果的・効率的な維持管理を図る。</p> <p>③長寿命化の実施方針 長寿命化計画に基づき、計画的かつ予防保全的な維持管理・更新により長寿命化を推進する。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検等の結果、危険性があると判断された場合には、応急的な修繕を行う。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 今後、国の指針等に従いながら、実施の検討をしていく。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 洪水調節を目的とした施設であり、機械設備や電気通信設備等については、修繕・更新等に合わせ、統合・廃止等を含めて検討するなど必要な機能を維持しながら施設総量の適正化を図る。 また、施設の健全度や重要性等に応じて計画的かつ予防保全的な維持管理・更新等を行い、効果的・効率的な維持管理を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
今後の予定等 取組み実績	<ul style="list-style-type: none"> ・H27.8 富山県ダム長寿命化計画（機械設備編）策定 ・H29.8 富山県ダム長寿命化計画（電気通信設備編）策定 ・R元.6 富山県ダム長寿命化計画策定（土木構造物とその他のダム施設の長寿命化計画を策定し、機械設備・電気通信設備とあわせてダム毎にとりまとめ）

施設類型 「砂防関係施設」

対象	砂防関係施設
現状と課題	<p>砂防関係施設は厳しい自然環境下に設置されており経年的な要因あるいは出水等による施設の老朽化や損傷が進んでいる。土砂災害対策を進めてきた結果、施設数が増加する一方で、今後、土砂災害に対する所定の機能及び性能を維持していくために維持管理費や改修・更新費の増大が懸念される。</p>
実施方針	<p>土砂災害防止への安全性を低下させることなく、所定の機能及び性能を長期にわたって維持・確保していくため、当面、以下のとおり方針を定める。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 点検や巡視を実施して施設の状況を把握し、健全度の診断・評価を行なった結果を維持管理等に活用する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 施設の種類毎に予防保全型の維持管理等を行い、効果的・効率的な維持管理、更新を図る。</p> <p>③長寿命化の実施方針 策定を進めている長寿命化計画に基づき、予防保全の措置を講じる等、施設の長寿命化に努める。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検等の結果、危険性があると判断された場合には、応急的な修繕を行う。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 大規模な改築等を行なう場合は、最新の技術基準等に基づく耐震対策について検討する。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 土砂災害防止のための施設であり、施設の健全度や重要性、費用対効果等に応じて修繕・改築等を行い、効果的・効率的な維持管理を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
今後の予定等 取り組み実績	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度 砂防設備長寿命化計画策定 ・H30年度 地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設長寿命化計画策定

施設類型 「海岸保全施設」

対象	海岸保全施設（土木部所管） 漁港海岸保全施設（農林水産部所管）
現状と課題	海岸保全施設（土木部所管）は、現在、建設後 50 年以上を経過しているものが約 2 割だが、20 年後には約 6 割に達するなど急速な老朽化が見込まれている。また、漁港海岸保全施設（農林水産部所管）についても、現在、建設後 50 年以上を経過しているものが約 6 割であり、2030 年には 9 割に達するなど、同様に急速な老朽化が見込まれている。いずれの施設も今後の維持管理費の増大や改修・更新費の増大が懸念される。
実施方針	<p>限られた予算の中、海岸保全施設の背後地を防護する機能を効率的・効果的に確保するため、令和元年 6 月に「富山県海岸保全施設長寿命化計画」を策定しており、本計画に基づき、予防保全型を基本とした、海岸保全施設の長寿命化対策を実施する。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき、日常点検や定期点検を実施して施設の状況を把握する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 (土木部所管) 健全度評価や優先度を踏まえて、予防保全の考え方にに基づき、計画的に修繕・更新等を行い、効果的・効率的な維持管理を図ることとする。 (農林水産部所管) 県管理の漁港海岸の調査・診断を行い、令和元年 6 月に策定した長寿命化計画を策定した。これを基に健全度や重要性、費用対効果等に応じて計画的に修繕・更新等を行い、効果的・効率的な維持管理を図ることとする。</p> <p>③長寿命化の実施方針 (土木部所管) 点検により施設の機能を把握・評価し、確保すべき防護機能を下回る前に、修繕工事を繰り返し行うことで、施設の長寿命化を図る。 (農林水産部所管) 令和元年 6 月に策定した長寿命化計画に沿って海岸保全施設の予防保全の措置を講じる等、効率的・効果的な施設の長寿命化に努めることとする。</p> <p>④安全確保の実施方針 日常点検や定期点検の結果、利用者にとって危険性があると判断された場合には、応急的な修繕を行うこととする。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 平成 24～25 年度に実施した施設の現況調査結果に基づき、耐震化を実施し完了した。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 津波・高波・波浪などによる被害から海岸を防護するための施設であり、施設の健全度や重要性、費用対効果、津波シミュレーション結果等を踏まえ、効果的・効果的な修繕・更新等を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
今後の予定等 取組み実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ H26 年度 黒部漁港海岸護岸改良 ・ R 元年度 長寿命化計画策定 ・ R2 年度 魚津海岸 護岸改良 魚津港海岸 老朽化対策（実施中）

施設類型 「港湾施設」

対象	港湾施設
現状と課題	<p>港湾施設は、高度経済成長期に集中的に整備された施設が多く、今後、施設の老朽化が急速に進行することが予想されることから、これまでに整備された港湾ストックの必要な機能を維持しつつ、修繕・更新費用の平準化及び縮減を図る必要がある。</p>
実施方針	<p>港湾施設ごとに策定されている維持管理計画をもとに、平成 27 年度に「富山県港湾施設長寿命化計画」を策定しており（蓄積データをもとに 5 年程度を目安に評価を行い、必要に応じて見直し）、当該計画に基づく施設の管理等の実施方針を以下のとおり定める。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 維持管理計画に基づき、点検・診断を実施する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断の結果に基づき、健全度や重要性、費用対効果等に応じて計画的に修繕・更新を行い、効果的・効率的な維持管理を図る。</p> <p>③長寿命化の実施方針 富山県港湾施設長寿命化計画に基づき、計画的かつ予防保全的な維持管理・更新により、施設の長寿命化に努める。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、施設利用者や第三者に危険が及ぶと判断された場合には、応急的な修繕や利用制限等の必要な措置を講じる。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 港湾計画に位置づけられた耐震強化岸壁について、引き続き整備を進めていく。また、橋梁の耐震化を引き続き実施していく。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 施設の利用状況の把握に努め、必要性に変化が生じた施設については、廃止・撤去・再編を含めて検討するなど施設総量の適正化を図る。 また、施設の健全度や重要性に応じて修繕・更新等を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
今後の予定等 取組み実績	<p>・H28.3 富山県港湾施設長寿命化計画策定</p>

施設類型 「都市公園」

<p>対象</p>	<p>都市公園 9公園</p>
<p>現状と課題</p>	<p>遊具等は設置から20年以上経過したものが5割を超えるなど、公園施設については老朽化が進み、今後の維持管理費の増大や改修・更新費の増大が懸念される。</p>
<p>実施方針</p>	<p>平成25年度に「富山県立都市公園長寿命化（更新・補修）計画」を策定しており、公園施設の安全で快適な利用を確保するため、計画的な予防保全対策により公園施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減するとともに、限られた予算で、計画的な施設の更新・補修を実施する。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 目視による日常点検により、施設の異常の早期発見に努めるとともに、遊具や設備等に関する法令の規定による定期点検や5年ごとの健全度調査の実施により、施設の劣化や損傷状況を把握する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 長寿命化計画や、点検・診断の結果を踏まえ、健全度や重要度に応じて計画的に修繕・更新を行い、効果的・効率的な維持管理を図る。</p> <p>③長寿命化の実施方針 大規模建築物等の予防保全型施設については、経年劣化を未然に抑制するよう維持管理し、長寿命化を図る。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断の結果、利用者にとって危険性があると判断された場合には、直ちに利用を制限し、応急的な修繕を行う。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 耐震化は完了している。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 県民ニーズや利用状況、周辺施設とのバランスを踏まえ、利用頻度の少ない施設については、修繕・更新等に合わせ廃止・撤去・再編について検討するなど施設総量の適正化を図る。 また、施設の健全度や重要性に応じて修繕・更新等を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
<p>今後の予定等 取組み実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H25.9 富山県立都市公園長寿命化（更新・補修）計画策定 ・R元.12 富山県立都市公園長寿命化（更新・補修）計画変更

施設類型 「農業水利施設等」

対象	農業水利施設（ダム・頭首工）
現状と課題	<p>基幹的な農業水利施設であるダム、頭首工では耐用年数が超過するなど老朽化が進行しており、突発的な事故や施設機能の低下が懸念されている。</p>
実施方針	<p>農業水利施設は、食料生産を支える重要なインフラであり、多面的機能を有することから、これらの機能を安定的に発揮させるため、平成18年度から21年度までに基幹的な農業水利施設の機能保全計画を策定し、長寿命化対策に取り組んでいる。しかしながら、施設は年々劣化していくものであることから、今後の維持管理・更新等に向け、当該計画をベースとしつつ、施設の劣化状況等から適切な対策時期を見極め、効果的・効率的な補修・更新に取り組んでいくため、以下のとおり実施方針を定める。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 機能診断結果に基づき作成した機能保全計画を踏まえて施設機能を継続的に監視し、点検、診断等の各段階における情報の蓄積を行っていく。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 機能保全計画をベースとして、点検・診断等により、施設の劣化状況や不具合を把握し、適切な対策時期を見極めることで、計画的な維持管理・修繕・更新を行う。</p> <p>③長寿命化の実施方針 点検・診断等の結果を活かし、ストックマネジメントによる施設の長寿命化を図る。</p> <p>④安全確保の実施方針 日常点検等により、通常時の状態と異なる現象が生じている場合には、管理規程及び操作規定に基づき、迅速に適正な対応を行う。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 耐震調査の結果に基づき、対応を検討していく。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 ダム・頭首工は、地域営農に不可欠な基幹的な施設であり、短期的に大きな変更は見込まれないが、営農や防災の観点から支障がなく、不要な施設や設備等が発生した場合には、廃止・除去等の検討を行う。 また、機能保全計画を踏まえた保全管理を通してライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
今後の取り組み実績	<p>・H18～H21年度 機能保全計画策定</p> <p>≪H24より長寿命化対策等を実施≫</p> <p>古洞ダム：H24～H30（ダム管理制御施設等） 湯谷川ダム：H24～H26（ダム管理制御施設等） 寺尾・高戸ダム：H24～R元（ダム管理制御設備等） 白中ダム：H28～R3（ダム管理制御施設等）</p>

施設類型 「農業水利施設等」

対象	農業水利施設（地すべり防止施設）
現状と課題	<p>地すべりの発生が危惧される地域を対象に防止区域を指定し、対策を実施しているが、個々の地すべり防止施設は、耐用年数を超過するなど老朽化が進行しており、施設機能の低下や更新費の増大が懸念される。</p>
実施方針	<p>地すべり防止施設は、農地や農業用施設を守り、農業生産基盤を維持するのみならず、人命や財産を守るうえでも重要なインフラであることから、以下のとおり実施方針を定める。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 「地すべり防止施設の機能保全の手引き（農林水産省）」に基づき点検・診断を実施し、長寿命化計画を策定する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 長寿命化計画をベースとして、点検・診断等により、施設の劣化状況や不具合を把握し、適切な対策時期を見極めることで、計画的・効果的な維持管理・修繕・更新を行う。</p> <p>③長寿命化の実施方針 点検・診断の結果を活かし、ストックマネジメントによる施設の長寿命化に努める。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検等の結果、危険性があると判断された場合には、応急的な修繕を行う。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 施設の構造上耐震化は不要。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 農業生産基盤の維持や県民の安全確保のための施設であり、防災上支障がなく、不要な施設や設備等が発生した場合には、廃止・除却等の検討を行う。また、施設の健全度や重要性、費用対効果等に応じて修繕・更新等を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
今後の予定等 取組み実績	<p>・R2.3 地すべり防止施設46区域において、長寿命化計画（個別施設計画）を策定完了</p>

施設類型 「治山施設」

<p>対象</p>	<p>治山施設（治山ダム等）</p>
<p>現状と課題</p>	<p>治山ダム等は、荒廃森林等厳しい自然条件下で整備されている箇所が多く、耐用年数を過ぎたものも多くあるなか、今後、経年劣化や新たな森林の荒廃に伴って施設の劣化、損傷等が生じる可能性があり、機能強化を含めた適切な維持管理が必要となっている。</p>
<p>実施方針</p>	<p>令和元年度に「富山県治山施設長寿命化計画」を策定しており、本計画に基づき治山施設の長寿命化等の取り組みを進めている。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 治山施設が有する機能や周辺環境等に応じた点検のほか、必要に応じて豪雨後の点検等を実施し、変状や経年劣化等の健全度の把握を進める。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 今後、点検・診断等の結果を踏まえて個別施設計画の策定を行い、効果的・効率的な維持管理・修繕・更新等を進める。</p> <p>③長寿命化の実施方針 予防保全の措置を講じ、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく治山施設の維持管理・修繕・更新等の適切な実施に努める。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、緊急的な対応を要すると判断された場合には、保全対象との位置関係及び重要度等を考慮し、優先度を踏まえた上で、応急的な修繕等を行うほか、必要な措置を講じる。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 施設の構造上耐震化は不要。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 県民の安全・安心の確保のための施設であり、防災上支障がなく、不要な施設や設備等が発生した場合には廃止・除却等を行う。また、施設の健全度や重要性、費用対効果等に応じて修繕・更新等を行うことにより、ライフサイクルコストの削減を図る。</p>
<p>今後の予定等 取り組み実績</p>	<p>・R2.3 富山県治山施設長寿命化計画策定</p>

施設類型 「林道施設」

対象	林道施設
現状と課題	<p>林道の橋梁やトンネルをはじめとする道路施設は、耐用年数を過ぎたものも多く、高度経済成長期にも多くの施設が整備されているなど老朽化が進んでいるなか、重大な事故が発生するリスクが高まっており、機能維持等のため、今後の維持管理費の増大や改修・更新費の増大が懸念される。</p>
実施方針	<p>平成 29 年度に「富山県林道施設長寿命化計画」を策定しており、本計画に基づき林道施設の長寿命化等の取り組みを進めている。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 林野庁の「林道施設長寿命化対策マニュアル」等に基づき、定期点検等を実施して施設の状況を把握し、結果を維持管理等や安全確保、長寿命化対策に活用する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等の結果を踏まえ、健全度や重要性、費用対効果等に応じて計画的に修繕・更新等を行い、効果的・効率的な維持管理を図る。</p> <p>③長寿命化の実施方針 長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、今後も長期間の利用が見込まれる施設（橋梁・トンネル）に予防保全型、その他の施設には事後保全型等の維持管理を行い、施設の長寿命化に努める。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、利用者にとって危険性があると判断された場合には、応急的な修繕を行うほか、必要に応じて速やかに除却等の措置を講じる。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、耐震補強または施設の更新等を進める。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 林道利用者等のニーズ等を踏まえ、市町村との役割分担に留意しつつ、施設総量の適正化に努めるとともに、不要な施設や設備等が発生した場合には廃止・除却等を行う。また、施設の健全度や重要性、費用対効果等に応じて修繕・更新等を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
今後の予定等 取り組み実績	<p>・H30.3 富山県林道施設長寿命化計画策定</p>

施設類型 「漁港」

対象	漁港（県管理の宮崎、黒部、滑川、新湊、氷見の5漁港）
現状と課題	<p>県が所有・管理する5漁港における岸壁や護岸等の漁港施設は、長期供用により老朽化が進んでおり、今後の維持管理費の増大や改修・更新費の増大が懸念される。</p>
実施方針	<p>県営漁港においては、平成22年度から平成24年度にかけて漁港毎に「機能保全計画」を策定しており、概ね10年を経過したためR1～R4までに「機能保全計画」の見直しを行う。当該計画に基づき施設の老朽化対策の実施方針を以下のとおり定める。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 日常点検や定期点検を実施して施設の状況を把握し、結果を維持管理等や安全確保、老朽化対策に活用する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 機能保全計画に基づき、施設の種類毎に予防保全型、事後保全型等の維持管理を行い、効果的・効率的な維持管理、更新を図る。</p> <p>③長寿命化の実施方針 機能保全計画に基づき、今後も長期間の利用が見込まれる施設については、予防保全の措置を講じる等、施設の長寿命化に努めることとする。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、漁港利用上の危険性があると判断された場合には、応急的な修繕を行う。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 耐震耐波に係る漁港施設の機能診断の結果に基づき、令和6年度末までに耐震耐波対策を完了することとする。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 漁港利用者のニーズや漁業情勢等を踏まえ、計画的な漁港施設整備を図るとともに、不要な施設や設備等が発生した場合には廃止・除却等を行い、施設総量の適正化に努める。また、施設の健全度や重要性、費用対効果等に応じて修繕・更新等を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
今後の予定等 取組み実績	<ul style="list-style-type: none"> ・H22～24年度 機能保全計画策定 ・H27年度 漁港施設長寿命化対策工事（滑川漁港・船揚場補修工事他） 漁港施設耐震耐波工事（氷見漁港・護岸改良工事他） ・R1～R4年度 機能保全計画見直し

施設類型 「空港土木施設」

<p>対象施設</p>	<p>富山空港 滑走路等</p>
<p>現状と課題</p>	<p>昭和 38 年に開港した富山空港は、昭和 59 年に滑走路を 1,200m から 2,000m に延長し、ジェット機の就航が可能な空港となった。 昭和 59 年のジェット化から 30 年以上が経過し、空港土木施設の老朽化が進んできている。 航空機が安全に運航できるように、これまでも施設の更新を行ってきたが、今後も引き続き適切に維持管理・更新を行うことが必要である。</p>
<p>実施方針</p>	<p>平成 26 年度に「富山空港維持管理・更新計画書」を策定しており、当該計画に基づく施設の管理等の実施方針を以下のとおり定める。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 「富山空港維持管理・更新計画書」に基づき、巡回点検、定期点検等を計画的に実施する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検結果を踏まえて緊急的な修繕、計画的な修繕・更新を行う。</p> <p>③長寿命化の実施方針 「富山空港維持管理・更新計画書」に基づき、適切に点検、予防保全的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。</p> <p>④安全確保の実施方針 施設に求められる性能を保持するため、点検結果を踏まえ適切な時期に計画的な修繕を実施する。また、航空機の運航の障害となる損傷等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、緊急的な修繕を実施する。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 今後、国の指針等に従いながら、必要に応じて耐震対策の実施を検討する。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 空港は県民生活や地域経済を支える重要な施設であり、災害時には輸送拠点としての役割が求められる施設でもあることから、航空機の運航に対する影響度が高い土木施設について、「富山空港維持管理・更新計画書」に基づき、予防保全的な維持管理と計画的な更新を実施する。</p>
<p>今後の予定等 取り組み実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H26 年度 「富山空港維持管理・更新計画書」策定（H28 年度から毎年改訂） ・H29 年度 滑走路舗装及び誘導路舗装の更新工事に着手（実施中）

施設類型 「交通安全施設」

対象	交通安全施設（交通信号機）
現状と課題	<p>交通信号機は、更新基準年数を超過した信号制御機をはじめ、信号柱や信号灯器等の老朽化が進んでおり、信号制御機の故障や信号柱の倒壊等の事故が懸念されることから、老朽化した信号制御機や信号柱等の更新を進めていく必要がある。</p>
実施方針	<p>交通信号機については、県警察が定めた「交通信号機の整備方針」に基づき、交通信号機の新設や更新の具体的な計画を定め、これまで取組みを進めている。今後も長寿命化、効果的・効率的な維持管理、保有総数の適正化を図るため、以下のとおり実施方針を定める。</p> <p>①点検・診断等の実施方針</p> <p>1) メンテナンスサイクルの構築 点検・診断・修繕・更新、情報の整備といったメンテナンスサイクルを構築し、実行することで老朽化対策の効率と効果を向上させる。</p> <p>2) 点検項目の見直し 従来からの目視、打音、触診や高所作業車による近接目視点検に加え、必要に応じて非破壊検査の導入を検討する。</p> <p>3) 実効性のある点検委託契約 交通信号機の、適正な点検や正しい評価を実施するため、一定程度の経験に基づく専門的な知見を有する業者に点検業務を委託した上で連携して対応する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>1) 維持管理及び修繕 点検業務委託の結果、緊急を要する箇所は直ちに修繕するとともに、点検結果及び修繕状況をデータ化し、今後の更新計画等に対応する。</p> <p>2) 更新 信号制御機の更新基準は製造後概ね19年とし、点検結果、補修履歴等を踏まえて、必要性が高いと認められる信号制御機を優先的に更新する。 信号柱及び信号灯器については、設置環境により、その老朽化が進む速度が変動することから、経過年数だけではなく、点検結果を踏まえた更新を推進する。</p> <p>③長寿命化の実施方針 故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本来の機能を適切に維持するため、交通信号機の周辺環境や使用機材の材質等を踏まえ、必要に応じて強度、防錆及び着雪防止効果を高める措置を講じるなどの取組みを推進する。</p> <p>④信号灯器のLED化、通信回線の集約化 信号灯器を電気料が安く視認性の高いLED式に更新し、集中制御装置の通信回線を集約することにより、維持管理コストを削減する。</p> <p>⑤施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 交通信号機の設置に際しては、警察庁が定める「信号機設置の指針」を参考に、真に必要性の高い場所を選定する。 既に設置されている交通信号機については、利用状況や地域の実情を踏まえて必要性を再検討し、必要性の低減したものについては撤去し、再利用可能なものについては他の必要性な箇所への移設を推進する。</p>
今後の予定等 取組み実績	<p>※交通信号機の撤去 ・ R 3 (予定) : 5基 R 2 : 3基 R元 : 6基 H30 : 4基 H29 : 0基</p> <p>※交通信号機の新設 ・ R 3 (予定) : 2基 R 2 : 2基 R元 : 2基 H30 : 2基 H29 : 4基</p> <p>※制御機の更新数 ・ R 3 (予定) : 50基 R 2 : 51基 R元 : 65基 H30 : 52基 H29 : 81基</p>

施設類型 「企業局(電気事業、水道事業、工業用水道事業、地域開発事業)」

対象	企業局所有施設
現状と課題	<p>企業局の施設は、発電施設並びに水道及び工業用水道施設の老朽化が進んでおり、今後の維持管理費の増大や改修・更新費の増大が懸念される。特に、水道及び工業用水道の送水管路は、一部に耐震適合性のないものを敷設してから長年経過したものもあり、漏水等による断水リスクが高くなってきている。</p>
実施方針	<p>平成 29 年に策定した「富山県企業局経営戦略」に基づき、事業ごとに計画的な維持・修繕や長寿命化対策等の具体的な取組みを定め、これまで取組みを進めている。今後も長寿命化、効果的・効率的な維持管理、保有総量の適正化を図るため、以下のとおり実施方針を定めている。なお、指定管理者制度を導入している公の施設の建物については、指定管理者とも連携し、以下の実施方針に基づく管理等を行っている。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 建築基準法の法定点検の対象の建物については、当該点検及び点検結果を活用する。また、点検・診断等の結果を蓄積し、維持管理等の効果的・効率的な実施に活用する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 発電施設については、計画的に、又は、毎年の定期点検などを踏まえ、改修、修繕等を行ってきている。送水管路については、事業の経営の安定化のため事業費を平準化し、水道は今後約 40 年間で、工業用水道は今後約 60 年間で全て更新する。 今後も、点検・診断等のデータの活用等により計画的な維持管理・修繕・更新等を行い、ライフサイクルコストの縮減と平準化に努める。</p> <p>③長寿命化の実施方針 今後も長期間の利用が見込まれる施設については、点検・診断等の結果を活かし、予防保全の措置を講じる等、建物の長寿命化を推進する。 発電施設については、「長寿命化計画」に基づき、修繕等により延命化を図るとともに、延命化が困難なものについては全面的更新（リプレース）を行うこととしている。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、利用者等にとって危険性があると判断された場合には、応急的な修繕等の措置を講じる。また、未利用施設について危険性がある場合は、速やかに除却等の措置を講じる。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 発電関係施設については、有人施設を優先して実施したところであり、無人施設についてもリプレースにて耐震化するなど順次実施していく。 上（工）水管路については、耐震適合性のないものを優先的に更新する。</p> <p>⑥施設総量縮小や維持管理経費削減の実施方針 現在「経営戦略（H29～R8）」の改定作業を進めており、県民ニーズの変化や新たな社会経済情勢等を踏まえ、事業を安定的に継続できるよう、IoT など新技術も取り入れ、施設等の計画的な更新に努める。また、人口減少等も踏まえ、水道及び工業用水道事業については、管路のダウンサイジングも含め、効果的、効率的な運用について検討を進めるとともに、老朽化した施設、管路を前倒して更新するなど施設の保有総量の適正化に努める。</p>
今後の予定等 取組み実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27.9 富山駐車場は廃止済 （隣接する県保有の駐車場と併せて平面駐車場と一体化して、駐車場用地として民間事業者へ貸付けしている。） ・ 東部水道用水供給事業については、人口減少時代の水道用水の需給見通しを精査し、関係市町村と協議のうえ、未利用水の有効活用や事業の見直しを進める。 ・ R 元.5 水力発電設備修繕（長寿命化）計画（ダム・水路工作物編）策定

施設類型 「中央病院」

<p>対象施設</p>	<p>中央病院所有施設</p>
<p>現状と課題</p>	<p>中央病院の施設は、中央病棟・診療棟が建築後 20 年を過ぎ設備劣化への対応が求められているとともに、県の中核施設として高度医療を継続して提供するために機能強化も求められていることから、今後の維持管理費の増大や改修・更新費の増大が懸念される。</p>
<p>実施方針</p>	<p>中央病院については、短期（平成 31 年～令和 5 年）、中期（令和 6 年～10 年）、長期（令和 11 年～）に分け設備劣化改修、機能強化改修計画を策定して、施設の計画的な維持・修繕や長寿命化対策等の具体的な取組みを進めている。長寿命化、効果的・効率的な維持管理、保有総量の適正化を図るため、以下のとおり実施方針を定め、改修、修繕等を実施している。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 施設の機能不全が患者サービスの低下に直結することから、法令等に基づく定期点検のほか、日常的に点検作業を行い、当該点検及び点検結果を施設の維持管理に活用する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等のデータの活用等により計画的な維持管理・修繕・更新等を行い、ライフサイクルコストの縮減と平準化に努める。また、点検・診断等の結果については予算措置に反映するよう努める。</p> <p>③長寿命化の実施方針 今後も長期間の利用が見込まれる施設については、点検・診断等の結果を活かし、予防保全の措置を講じる等、施設の長寿命化を推進する。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、患者等の利用者にとって危険性があると判断された場合には、応急的な修繕等の措置を講じる。また、未利用施設について危険性がある場合は、速やかに除却等の措置を講じる。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 厚生棟・医療交流棟については、平成 26 年までに耐震化が完了している。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 県民の命を守る必要な機能は確保・充実しつつ、患者のニーズや医療を取り巻く社会情勢等を踏まえ、不要な施設や設備等が発生した場合には廃止・除却等を検討し、中央病院内の施設総量の適正化に努める。</p>
<p>今後の予定等 取り組み実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H26 年度 厚生棟・医療交流棟の耐震化完了 ・H28 年度 先端医療棟の整備完了 ・H31 年度～劣化改修工事（実施中）

施設類型 「高志リハビリテーション病院施設」

<p>対象施設</p>	<p>高志リハビリテーション病院所有施設</p>
<p>現状と課題</p>	<p>旧病院については築後 30 年以上が経過し老朽化が進んでいるほか、リハビリ病院・こどもセンターにおいても、計画的・効率的な維持・修繕を実施することにより、ライフサイクルコストを考慮した施設の長寿命化を図っていく必要がある。</p>
<p>実施方針</p>	<p>①点検・診断等の実施方針 日常点検や定期点検を実施して施設の状況を把握し、結果を維持管理等や安全確保、老朽化対策に活用する。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等のデータの活用等により計画的な維持管理・修繕・更新等を行い、ライフサイクルコストの縮減と平準化に努める。また、点検・診断等の結果については予算措置に反映するよう努める。</p> <p>③長寿命化の実施方針 今後も長期間の利用が見込まれる施設については、点検・診断等の結果を活かし、予防保全の措置を講じる等、施設の長寿命化を推進する。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、患者等の利用者にとって危険性があると判断された場合には、応急的な修繕等の措置を講じる。また、未利用施設について危険性がある場合は、速やかに除却等の措置を講じる。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 新病棟及び旧病棟については既に耐震化が完了している。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 高度・専門的なリハビリテーション医療を提供するとともに、重症の心身障害児等に対する支援を確保・充実しつつ、不要な施設や設備等が発生した場合には廃止・除却等を行う。また、施設の健全度や重要性、費用対効果等に応じて修繕・更新等を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
<p>今後の予定等 取組み実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H27 年度 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター新病棟整備 ・H28 年度 地域リハビリテーション総合支援センター整備 (旧病棟) ・H30 年度 療養介護棟整備 (旧病棟) ・R2 年度 喫茶店整備 (新病棟)

施設類型 「流域下水道施設」

対象	下水道施設（小矢部川流域下水道、神通川左岸流域下水道）
現状と課題	<p>下水道施設の機械・電気設備は、設置後15年（機械・電気設備の標準耐用年数：7～20年）を経過した設備が10年後には9割以上となり、今後の維持管理費の増大や改修・更新費の増大が懸念される。</p> <p>処理場施設や管路には、耐震性が確保されていない施設があり、耐震対策が必要となっている。</p>
実施方針	<p>平成29年度に「小矢部川・神通川左岸流域下水道ストックマネジメント計画（長寿命化計画）」を策定しており、本計画に基づき下水道施設の点検・調査及び修繕・改築を実施している。</p> <p>また、処理場施設や管路の耐震化については、耐震診断に基づき、優先度の高い施設から計画的に耐震対策を実施している。</p> <p>①点検・診断等の実施方針 下水道法の改正により創設された維持修繕基準に基づき点検計画を作成する。その計画に基づき日常点検や定期点検を実施して施設の状況を把握し、それを維持管理や修繕、長寿命化対策に反映させる。</p> <p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等の結果を踏まえ、健全度や重要性、費用対効果等に応じて、効果的・効率的な維持管理、修繕、更新を行う。</p> <p>③長寿命化の実施方針 処理場施設や管路については、持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を目的として策定した「小矢部川・神通川左岸流域下水道ストックマネジメント計画（長寿命化計画）」に基づき、設備ごとの具体的な長寿命化対策を実施する。</p> <p>④安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、危険性があると判断された場合には、応急的な修繕を行う。</p> <p>⑤耐震化の実施方針 処理場施設については、施設の重要性、二次災害の危険性等を考慮し対策の必要がある施設について計画的に耐震化を進める。なお、管路（マンホール）については、耐震診断に基づき、順次耐震対策を実施する。</p> <p>⑥施設総量適正化や維持管理経費削減の実施方針 人口減少等に伴い、流域下水道に流入する計画汚水量の減少が懸念されるため、流域関連市と情報共有を行い、将来の流入水量について適宜把握し、終末処理場の計画規模を見直す等、施設総量の適正化を図る。</p>
今後の予定等 取組み実績	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度 小矢部川・神通川左岸流域下水道ストックマネジメント計画策定 ・R2年度 神通川左岸浄化センター場内電気計装設備更新工事 ・R2～R3年度 二上浄化センター3号溶融施設改築工事（実施中） ・R3～R4年度 二上浄化センター自家発電設備更新工事（実施中）